

周防大島町告示第60号

平成30年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月29日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成30年9月5日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君

新田 健介君

吉村 忍君

砂田 雅一君

田中 豊文君

吉田 芳春君

平野 和生君

松井 岑雄君

尾元 武君

新山 玄雄君

中本 博明君

久保 雅己君

小田 貞利君

荒川 政義君

○9月25日に応招した議員

○9月26日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成30年9月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年9月5日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 放棄した債権の報告について(住宅使用料・水道料金)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 認定第1号 平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第19 認定第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定について
- 日程第20 認定第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第21 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第12号 周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第33 議案第13号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第35 議案第15号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について（質疑・討論・採決）
- 日程第36 議案第16号 動産の買入れについて（平成30年度トレーラーハウス購入）（質疑・討論・採決）
- 日程第37 議案第17号 動産の買入れについて（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線2号車）購入）（質疑・討論・採決）
- 日程第38 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 放棄した債権の報告について（住宅使用料・水道料金）

- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 認定第1号 平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第8号 平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第9号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第10号 平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定について
- 日程第20 認定第11号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第21 議案第1号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第2号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第3号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第4号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第5号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第6号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第7号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第8号 平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第9号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第30 議案第10号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）
日程第31 議案第11号 平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）
日程第32 議案第12号 周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正
について
日程第33 議案第13号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
日程第34 議案第14号 周防大島町税条例等の一部改正について
日程第35 議案第15号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について（質疑・討論・採決）
日程第36 議案第16号 動産の買入れについて（平成30年度トレーラーハウス購入）（質
疑・討論・採決）
日程第37 議案第17号 動産の買入れについて（平成30年度周防大島町公用車（スクールバ
ス白木線2号車）購入）（質疑・討論・採決）
日程第38 議員派遣の件について

出席議員（14名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君 議事課長 大川 博君
書 記 池永祐美子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君 代表監査委員 …………… 西本 克也君

副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	中村 満男君
産業建設部長	林 輝昭君	健康福祉部長	平田 勝宏君
環境生活部長	佐々木義光君	久賀総合支所長	藤井 正治君
大島総合支所長	近藤 晃君	東和総合支所長	山崎 実君
橘総合支所長	中村 光宏君		
会計管理者兼会計課長			大下 崇生君
教育次長	永田 広幸君	病院事業局総務部長	村岡 宏章君
総務課長	岡本 義雄君	財政課長	重富 孝雄君
税務課長	藤本 倫夫君	生活衛生課長	中谷 範夫君
水産課長	瀬川 洋介君	水道課長	豊永 充 君
政策企画課長	山本 勲君		

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成30年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、松井岑雄議員、9番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月29日に開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月26日までの22日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月26日までの22日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

去る7月6日から7日にかけての豪雨により、町内の各所において大規模な災害が発生し、議員各位のお住まいの地域でも、大変な御苦勞をされたことと思います。8月6日には臨時議会において、この災害復旧に関する国の査定を受けるための補正予算の審議、議決をいたしたところでございます。これにより、復旧のスピードを速めた取り組みをさらに進めていくよう努めてまいらなければならないと思っております。

また、8月12日には家房地区で2歳に満たない幼子が行方不明になり、警察、消防、海上保安署、町の消防団、ボランティア、延べ670名以上の方々が総力を挙げての捜索で、無事、発見に至ったことは大変喜ばしく、関係各位の御尽力に対し、敬服いたしておりますし、敬意を表するところでございます。

さて、それでは本年6月以降本日までに、議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査6月・7月・8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望について、受理したものはございません。

続いて、系統議長会関係について、7月3日に開催される予定であった山口県町議会議長会の定例会は、台風10号により後日書面審議され、平成29年度事業報告及び歳入歳出決算等について認定されたところでございます。

月がかわって、8月20日、21日に、山口県町議会議長会での研修視察で訪問した千葉県長生村は、九十九里浜に面していることから、大規模地震による津波を10メートルと推計した上で、標高10メートル以上の箇所を緊急避難場所を指定、ハザードマップの作成とあわせて住民周知を図っておりました。また、議会の運営について通年会期制をとり、1月に首長が招集した後は、執行部からの要請により議会運営委員会で協議して開催日を決定していることから、機能的に会議を開くことができるとのことでした。

次に訪問した東庄町は、庁舎の建設に際し、議会本会議場を多目的に使用できるよう配慮したつくりで、ワンフロアホールの中で可動議席による会議を行っており、災害等非常時には住民の避難場所として活用するとのことでありました。いずれの町でも住民に対し、開かれた議会となるよう議会改革の努力をされておられることが参考となりました。

また、8月28日に田布施町で開催された山口県町議会実務研修会においては、同志社大学大

学院総合政策科学研究科 教授新川達郎氏の「計画・予算への議会の取り組み、政策過程への関与を深める議会」と題した、講演研修に御参加をいただきありがとうございました。

次に、町人会等への参加につきましては、去る7月1日に広島・周防大島町人会が開催され、小田議員、久保議員、尾元議員、新田議員、藤本議員、そして私、荒川が出席し、ふるさと大島の近況報告や情報交換をいたしました。

また、今会期中の9月23日には近畿東和会が大阪で開催されます。さらに10月以降には、東京東和町人会、近畿久賀クラブ、東京大島郡人会、近畿大島会への議員参加を計画しております。この件につきましては議員派遣として、本日及び本定例会の最終日の会議で御議決をいただく予定でありますので、よろしく願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、平成30年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を7件ほど申し上げたいと思います。

1件目は、今、議長のほうからもありましたが、行方不明者の捜索についてであります。

去る8月12日の午前10時半ごろでございましたが、家房地区におきまして家族と帰省しておられた2歳の男児の行方がわからなくなり、家族から柳井警察署へ捜索願の届出がありました。町の防災行政無線による行方不明者の情報提供の放送を行うとともに、警察から町の消防団への出動の依頼がございました。

行方不明者の捜索については、柳井署を中心に柳井地区広域柳井消防署、柳井海上保安署、周防大島町消防団からは18分団、これ家房の分団でございしますが、そして17分団、出井の分団、さらには本部分団、これ役場のほうの分団でございしますが、これらが地元や自治会、ボランティアの方々が男児の行方がわからなくなった帰省先の周辺を中心に捜索にあたり、現場には警察犬も投入され、日没までは捜索したものの不明者の発見には至らず、夜間は警察によるパトロールが継続されました。

翌13日には、早朝7時から日没以降においても、側溝や斜面の下、井戸や空き家をはじめ水路やため池のほか、海上からは海上保安署の巡視艇とヘリコプターが捜索を続け、警察は捜索範囲を広げ、山林などを防災ヘリコプターや体温を感知するセンサーがついたドローンを使いなが

ら上空からも捜索いたしました。男児を発見することはできませんでした。

14日も引き続き、150人態勢により、早朝7時から日没過ぎまで、警察において捜索範囲を山中などに拡大し、広範囲に捜索の手を広げましたが見つからず、連日の猛暑が続く中、時間の経過とともに一刻も早い無事発見のために、各方面が全力を挙げて捜索に取り組みましたが、手掛かりは見つからなかったため、翌日の消防団の捜索は、分団員を大島支部全体に拡大することとし、捜索に臨むこととしておりましたが、15日の午前7時前に、ボランティアで捜索に加わりました大分県の男性によって男児は発見され、無事に保護されました。

このたびの捜索にあたりましては、発生当初から多くの皆様に捜索への御協力をいただいております。無事発見につながったことは、多くの方々の御協力あってのことと心より感謝を申し上げる次第でございます。

2件目は、大島大橋送水管破断事故対応に伴う要望書の提出についてであります。

今年の1月11日に発生した、大島大橋送水管破断事故の原因につきましては、5月14日に広域水道企業団から事故原因の報告を受けました。その後、6月19日の議会定例会全員協議会で企業団のほうから、管を支える支持部の補強について、補強金具の設置も検討するとの報告がありました。

また、6月25日の一般質問に対する答弁では、重い接続部分が無くなったとはいえ、補強のための支持金具の増設などを、広域水道企業団に要望する旨を申し上げたところであります。

その後、7月25日付で柳井地域広域水道企業団の企業長宛てに要望書を提出いたしましたので、御報告いたします。

これを受け、8月27日付で柳井地域広域水道企業団の企業長から、この要望書に対する回答をいただきましたので、あわせて御報告いたします。

また、この要望書につきましては、8月7日に開催されました柳井地域広域水道企業団第1回臨時会におきまして、本町から提出されたことが報告されたところであります。

また、当日の全員協議会で、同企業団議会の議員であります平野議員から、次のような質問がなされておりますので御紹介しておきたいと思っております。そして、それに対する企業長からの答弁もありましたので、あわせて報告いたします。平野議員からは、本年5月には企業長から、周防大島町議会議長宛てに送水管の破断事故の原因について報告がありましたが、その報告書によると、ツバ短管の疲労破壊が原因と推定されるとの報告であり、ツバ短管は支持金具約6メートルの間に設置され、重量は192キログラムと重い部材で接続されていたと、報告を聞いております。

当初の設計では直管で施工される予定であったものが、周辺工事の関係から設計変更された経緯があると聞いておりますが、この設計変更により支持金具の間にツバ短管で接続されたこと

が、今回の破断の原因につながったとは考えられないか。さらにツバ短管が疲労破壊を起こした原因はこの設計変更にあるのではないかと伺いますと。

もしそうであるならば、なぜそのような疲労破壊を起こすような設計になったのか。また、このたびの——設計になったのかというのは設計変更になったのかということでしょう。また、このたびの補正計上されている補強支持金具、水道企業団のほうに補正予算でから補強金具の施工の補正予算が出ておりましたので、そういう質問だったと思います。このたびの補正計上されている補強支持金具が、当時、なぜ施工されていなかったのかお尋ねする。

先の周防大島町における全員協議会や一般質問においても、製造した企業も、設計した会社も、施工した業者も、これどれにも落ち度はないが、送水管は破断し、周防大島町民は大変大きな迷惑を被ったと、これでは納得がいかないという意見が多く出ております。ぜひとも、十分な納得のできる検証をお願いいたしますとの質問をされております。

それに対して、企業長からは、施工当時の基準では、製品、設計、施工は基準を満たしていましたが、事故が起きた以上、設計変更した企業団に責任があると言わざるを得ません。今後、再発防止に最善を尽くす所存ですという答弁がありましたので、報告をいたしておきます。

3件目は、学校施設的环境整備についてであります。

御存じのように、大変な猛暑、酷暑の中で、学校の空調設備が大変大きな問題になっております。まずは町立小中学校の空調設備の整備状況についてであります。小学校10校のうち既に8校については空調設備の整備が済んでおります。現在、沖浦小学校において設置工事を進めております。来年度には久賀小学校の設置工事に着手する予定でございます。

また中学校におきましては、4校中2校が整備済でございます。来年度、大島中学校と東和中学校の設置工事に着手する予定であります。この3小中学校の工事完了をもって、空調設備の整備事業は100%、終えるということになります。

次に、学校施設におけるブロック塀についてであります。ブロック塀については、先の大阪府北部地震のブロック塀倒壊事故を受けて、本町においても公共施設のブロック塀調査を実施したところであります。学校施設におきましても、小学校や既に閉校した小学校、または教職員住宅に改修等が必要なブロック塀が見受けられたことから、今定例会におきまして補正予算を提出し、基準に適合する改修もしくはブロック塀自体の撤去を行い、安全の確保に努めることといたしております。

最後に、学校のトイレについてでございますが、本町の小中学校では和式便器が大半を占めておりますが、第一次避難所に指定されておる学校もたくさんありまして、また、各家庭においてもトイレの洋式化が進んでいることから、学校のトイレの改修について所管課へ検討するよう指示を出しているところでございます。今後、計画的に整備を進め、学校施設的环境整備に努めて

まいる予定でございますので御報告いたします。

4件目は、米軍岩国基地への空母艦載機移駐完了後について、今日までのその後の経過について御報告をいたします。

4月から5月にかけて、基地周辺自治体において航空機騒音が発生しており、町内からも多数の苦情が寄せられ、米軍岩国基地に対して山口県基地関係県市町連絡協議会から、騒音の軽減に努めるよう要請を行ったことは、6月定例会におきまして御報告をしたとおりでございますが、米軍は空母艦載機の着艦資格を取得するための空母着艦資格取得訓練、CQと言われておるものでございますが、これを5月30日から6月3日の間で実施しており、その後においては、横須賀を母港とする空母ロナルド・レーガンが8月7日に出港し、8月10日に一度再入港、横須賀に帰ってきたわけですが、入港し、その後は今度は8月14日に横須賀を出港したことを、中国四国防衛局のほうから情報を受けたところでございます。

なお、町内5カ所に設置された4月から7月までの騒音測定装置の測定結果は、中国四国防衛局ホームページにおきまして公表されておりますが、4月または5月をピークに6月以降、測定値は降下してきております。

以上のとおり、米軍岩国基地への空母艦載機移駐完了後について、これまでの経過を申し上げましたが、今後も継続して議会のほうに報告をいたしますとともに、山口県及び関係市町と協議を重ねながら適切に対応してまいりたいと考えております。

去る8月24日には、中国四国防衛局におきまして、山口県基地関係県市町連絡協議会からの岩国基地問題に関する要望といたしまして、安心安全対策、地域振興策、米軍再編に関する22項目の要望を行ってまいりましたので、重ねて御報告を申し上げます。

5件目は、平成29年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告を申し上げます。

平成29年度決算につきましては、5月末に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、8月23日に決算審査による意見書をいただいたところであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成29年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお手元に配付いたしております。なお、監査委員の意見書につきましては、別途お配りをしておりでございます。

監査委員さんのほうからは、厳しくも適切なる御意見をいただいております、真摯に受けとめているところであります。

まず、決算の状況につきましては、一般会計は、実質収支は5億7,292万6,000円の黒字となっており、公営企業特別会計を除く特別会計におきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。財政分析指数におきましては、合併時から大幅な改善が図られているもの

の、平成31年度をもって合併による特例措置が終わることや、平成27年度国勢調査人口の減少による交付税への影響を考えると、さらなる行財政改革に取り組まなければなりません。

次に、平成29年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額がなく、実質公債費比率においては0.2ポイント改善され11.5%に、将来負担比率は45.7%と対前年度比3.2ポイントの改善が図られているとともに、それぞれ早期健全化基準を下回っているところであります。また、全ての企業会計において資金不足は生じていない状況であります。よって、周防大島町の財政状況につきましては、厳しい状況ではあるものの、財政の健全化判断比率は年々改善が図られ、財政の健全性は維持されていると判断されているところであります。

6件目は、臨時職員等の賃金改定について、御報告を申し上げます。

去る8月6日、山口労働局長の諮問機関であります山口地方最低賃金審議会から、県内の最低賃金を1時間当たり現行777円から25円引き上げ、802円とするよう答申がなされました。この25円の引き上げは、山口県最低賃金が時間額表示となった平成14年度以降、最高の引き上げ額となっております。

今後、山口労働局は異議申出の手続き等を経て、10月に新たな最低賃金を決定することが見込まれます。仮に、答申どおりに最低賃金が改定された場合、現在、本町の一般事務等の臨時職員の賃金は時給780円でありまして、最低賃金を下回るということになります。

したがって、正式に最低賃金が決定されれば、その額に応じた事務職員の賃金を改定するとともに、保健師や保育士、その他の職種についてもこれに相応する改定を行ない、また賃金を基準に積算をいたしております委託料等につきましても、これを改める必要が生じることとなります。

しかしながら、正式な決定が10月になることが見込まれることから、改定後の賃金の支払いにつきましては、現行予算の範囲内で対応することとおきまして、差額につきましては12月補正予算に計上をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

最後に、山口県平成30年7月豪雨災害義援金について、御報告をいたします。

先般、山口県平成30年7月豪雨災害義援金配分委員会の決定に基づき、8月31日に義援金の入金がございました。これを受けまして、周防大島町地域防災計画に基づき、周防大島町災害義援金配分委員会による配分決定を行いましたので、9月中をめどに被災者へ義援金の配付を行う予定であります。

なお、被災者への支援事業といたしまして、被災者生活再建支援金と災害援護資金貸付金につきましては、今議会の補正予算に計上しておりますこと、また、県の災害見舞金につきましては、

被災者からの申請を取りまとめて、県への進達を終えておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、行政報告を7件ほどさせていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案いたしております案件は、報告が2件、諮問が2件、同意が1件、決算の認定に関するものが11件、補正予算に関するもの11件、条例改正に関するもの3件、計画の変更に関するもの1件、動産の買入れ2件の合計33件であります。

報告第1号は、公用車に係る物損事故における損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第2号は、債権管理条例に基づき放棄した債権について、議会に報告するものであります。

諮問第1号、諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命についてであります。任期満了に伴う教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第11号までの11件は、平成29年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、病院事業局の各企業会計事業決算の認定について、お諮りするものであります。

一般会計の実質収支は5億7,292万6,000円の黒字となり、その他の8つの特別会計につきましても黒字もしくは収支ゼロ決算となり、おかげをもちまして各会計とも順調に予算執行ができたものと思っております。

次に、水道事業及び病院事業局の企業会計についてであります。水道事業企業会計につきましては、この水道事業会計の初めての企業会計決算となっております。

次に、病院事業局の企業会計におきましては、人口減少とか、それに伴う患者数の激減によりまして、大変厳しい状況になっております。大変大きな問題をはらんだ決算となっておりますので、またそのときに御議論させていただけたらと思っておりますのでございます。

このことは、これらが順調に、総体的には順調に決算ができましたことは、議員各位をはじめ、町民の皆様の大変大きな御理解と御協力によるものでありまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

各財政分析の指数につきましては、合併時と比較いたしますと、大幅に健全化は進み、改善は図られておりますが、近年の合併による特例措置の縮減等、その財政環境の影響によりまして、一部の指数に改善の停滞が見られることから、さらなる行財政改革への取り組みの必要性を強く感じているところであります。

監査委員の決算審査意見、並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書をお配りしているところではありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明をさせていただきます。

議案第1号は、平成30年度一般会計補正予算（第4号）であります。

既定の予算に、16億1,229万3,000円を追加し、予算の総額を154億1,209万3,000円とするものであります。

議案第2号は、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に、3,487万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を30億5,243万6,000円とするものであります。

議案第3号は、平成30年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に、22万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億7,334万円とするものであります。

議案第4号は、平成30年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算に、1億9,059万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を36億490万5,000円とするものであります。

議案第5号は、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、150万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億5,769万1,000円とするものであります。

議案第6号は、平成30年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、1,516万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を14億8,206万円とするものであります。

議案第7号は、平成30年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、1,485万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億2,258万3,000円とするものであります。

議案第8号は、平成30年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、422万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を5,742万4,000円とするものであります。

議案第9号は、平成30年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、25万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を9,220万8,000円とするものであります。

議案第10号は、平成30年度水道事業企業会計補正予算（第1号）についてであります。
収益的収入及び支出を補正するものであります。

議案第11号は、平成30年度病院事業局企業会計補正予算（第1号）についてであります。
業務の予定量、収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第12号は、個人情報保護法等改正法により改正された個人情報の保護に関する法律等の施行に伴いまして、個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるため、周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第13号は、情島航路の起点を情島港から伊保田港に変更するため、周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号、周防大島町税条例等の一部改正については、既に施行されました地方税法等の一部を改正する法律等のうち、平成30年10月1日以降に施行される改正事項について、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。若者定住住宅建設事業の施設区分を生活環境の整備から集落の整備に変更するにあたり、議会の御議決を求めらるものであります。

議案第16号、議案第17号は、動産の買い入れについてであります。

議案第16号はトレーラーハウスを、議案第17号は公用車のスクールバスをそれぞれ買い入れるにあたり、議会の御議決を求めらるものであります。

以上で、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分の報告についてと、日程第6号、報告第2号放棄した債権（住宅使用料・水道料金）の報告について、執行部の報告を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 報告第1号専決処分について、御報告申し上げます。

平成30年1月14日に、大字沖家室島において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、平成30年8月8日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決

処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、沖家室島洲崎地区の県道362号白木漁港佐連線において、町所有のスクールバスが沖家室大橋に進入しようとした際、ハンドル操作を誤ってガードレールに接触し、ガードレール及び近くに設置されていた工事用看板を破損させたものでございます。

なお、本件事故に係る和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が山口県へ97万2,000円、木村建設有限会社へ2万1,600円、合計99万3,600円を賠償したものでございます。

なお、損害賠償の額は、一般財団法人全国自治協会から直接支払われることとなっておりますので、あわせて御報告させていただきます。

次に、報告第2号放棄した債権について、御報告を申し上げます。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

次の債権に係る放棄の適否について、去る、平成30年2月6日に周防大島町債権管理条例施行規則第6条の規定に基づき設置した、周防大島町債権管理審査会で審議し、承認を受け、債権放棄しましたので、周防大島町債権管理条例第8条の規定により御報告をいたします。

その内訳につきましては、公営住宅使用料の過年度未収金のうち、周防大島町債権管理条例第7条第1号及び同条第2号に該当する債権額3万9,300円、債権者1名と、簡易水道料金及び水道料金の過年度未収金のうち、条例第7条第1号に該当する債権額316万9,776円、債権者20名の、合わせて債権額320万9,076円、債権者21名でございました。

以上2件、報告を申し上げさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第7. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

平成30年12月31日をもって任期満了となります現委員の清木由美子氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護

委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、清木由美子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、清木由美子氏を適任とすることに決定しました。

日程第8. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして意見を求めることについてでございます。

平成30年12月31日をもって任期満了となります現委員の村田雅典氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、村田雅典氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、村田雅典氏を適任とすることに決定しました。

日程第9. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めるこ

とについてであります。

本町教育委員会委員のうち、珠山信孝氏が11月26日をもって任期満了となります。珠山氏は、平成22年11月27日に教育委員会委員として御就任をいただき、平成27年11月27日から1年間、教育委員長として、また平成28年11月27日から2年間、教育長職務代理者として、学校教育や社会教育の進展、学校統合や学校施設の耐震化の推進、学校の空調設備の整備など、本町教育行政向上発展のために、多大な御尽力をいただいたところであります。

ここに、御在任中の御労苦に対しまして心から感謝をいたしますとともに、その御功績に対し深く敬意を表し、あわせて今後益々の御健勝と御活躍を、心より御祈念申し上げる次第であります。

さて、後任の教育委員の任命を要するものでありますが、私といたしましては、教育者として人格、見識が高く、かつ豊富な経験を有しておられることなどを考慮して、國行敬子氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会にお諮りする次第でございます。

教育委員会におきましては、児童・生徒の学力の向上や体位・体力の向上、小・中学校規模の適正化、社会教育の推進など多くの課題の解決のため、國行氏の教育委員としての手腕に大きく期待をしているところであります。

なお、國行氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、國行敬子氏の教育委員任命について、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これから起立による採決を行います。日程第9、同意第1号、國行敬子氏を周防大島町教育委員会委員に任命することにつき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、國行敬子氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定しました。

日程第10. 認定第1号

日程第 1 1. 認定第 2 号

日程第 1 2. 認定第 3 号

日程第 1 3. 認定第 4 号

日程第 1 4. 認定第 5 号

日程第 1 5. 認定第 6 号

日程第 1 6. 認定第 7 号

日程第 1 7. 認定第 8 号

日程第 1 8. 認定第 9 号

日程第 1 9. 認定第 1 0 号

日程第 2 0. 認定第 1 1 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 0、認定第 1 号平成 2 9 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 2 0、認定第 1 1 号平成 2 9 年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定についてまでの 1 1 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。大下会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（大下 崇生君） 平成 2 9 年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について、認定第 1 号平成 2 9 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 9 号平成 2 9 年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、各会計の決算につきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第 1 号平成 2 9 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の 2 ページをお願いいたします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算現額 1 4 8 億 5, 8 3 5 万 3, 0 0 0 円、調定額 1 5 0 億 1, 3 5 0 万 3, 3 1 2 円に対しまして、収入済額は 1 4 5 億 4, 2 8 9 万 3 3 7 円で、調定額に対する収入率は 9 6. 8 7 % となっております。

不納欠損額 6 6 4 万 6, 6 7 0 円につきまして、1 ページの 1 款町税 1 項町民税は 2 1 4 万 3, 8 4 0 円で、個人、滞納繰越 8 5 人、2 項固定資産税は 4 0 6 万 3, 0 3 0 円で、現年 1 1 人、滞納繰越 2 4 7 人、3 項軽自動車税は 3 6 万 9, 8 0 0 円で、現年 3 人、滞納繰越 7 9 人、2 ページの 1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料の 3 万 9, 3 0 0 円は住宅使用料で、滞納繰越 4 人、1 9 款諸収入 4 項雑入の 3 万 7 0 0 円は学校給食収入で、滞納繰越 2 人となっております。

収入未済額のうち、事業の繰越に伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつき

まして、1ページの1款町税1項町民税の3,212万9,777円は、個人、現年144人、滞納繰越441人、法人、現年3社、滞納繰越8社、2項固定資産税の5,679万7,433円は、現年331人、滞納繰越1,068人、3項軽自動車税の357万7,000円は、現年151人、滞納繰越382人、11款分担金及び負担金2項負担金の365万2,040円は保育料で、現年2人、滞納繰越28人となっております。

2ページの12款使用料及び手数料1項使用料の6,579万184円のうち、6,559万4,284円は住宅使用料で、現年38人、滞納繰越438人となっております。

1ページの1款町税1項町民税の収入済額5億5,406万867円には、還付が済んでいない額、以降、還付未済額といいますが、18万3,100円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては、3,212万9,777円に18万3,100円を加算した3,231万2,877円となります。

同じく、1款町税2項固定資産税の収入済額6億7,904万5,966円についても、還付未済額1万900円が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては、5,679万7,433円に1万900円を加算した5,680万8,333円となります。

また、1款町税3項軽自動車税の収入未済額は、357万7,000円となっております。

この還付未済額につきましては、45ページの事項別明細書備考欄に記載しております。

4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額148億5,835万3,000円に対しまして、支出済額は139億1,627万572円で、執行率は93.66%となっております。

翌年度繰越額の3億4,798万3,000円につきましては、6月の定例議会において御報告しております平成29年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

歳入歳出差引残額は6億2,661万9,765円となっております。

不用額につきましては、5億9,409万9,428円となっており、平成28年度決算と比較して2.35%の減となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、45ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。

また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度あわせて御参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額38億7,371万3,000円、調定額39億9,565万814円に対しまして、収入済額は38億5,309万4,639円で、調定額に対する収入率は96.43%となっております。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,182万1,800円で、滞納繰越444人、また、収入未済額は国民健康保険税が1億3,057万2,434円で、現年220人、滞納繰越804人、雑入の16万1,941円は返納金で、現年6人、合計で1億3,073万4,375円となっております。

この収入未済額の国民健康保険税につきましては、事項別明細書257ページの備考欄に記載しておりますように、還付未済額が7万1,300円含まれていますので、収入未済額の実数としましては、1億3,057万2,434円に7万1,300円を加算した1億3,064万3,734円となります。

9ページをお願いいたします。

歳出の予算現額38億7,371万3,000円に対しまして、支出済額は38億408万6,611円で、執行率は98.20%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は6,962万6,389円、歳入歳出差引残額は4,900万8,028円の決算となっております。

なお、平成29年度末の国保加入状況でございますが、加入世帯数は3,468世帯、被保険者数は5,278人、世帯加入率は37.2%、被保者加入率は31.90%、また、1人当たりの医療費は50万41円となっております。

続きまして、認定第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額は4億3,846万5,000円、調定額4億3,705万2,650円に対しまして、収入済額は4億3,625万8,205円で、調定額に対する収入率は99.82%となっております。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の27万1,417円で、滞納繰越7人となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で52万3,028円、現年17人、滞納繰越14人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書275ページ備考欄の還付未済額の56万8,549円を加算した109万1,577円となっております。

14ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億3,846万5,000円に対しまして、支出済額は4億3,603万

6,490円で、執行率は99.45%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は242万8,510円、歳入歳出差引残額は22万1,715円となっております。

平成29年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は5,275人で、1人当たりの医療費は94万1,923円となっております。

続きまして、認定第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入の予算現額34億4,927万4,000円、調定額34億8,950万1,101円に対しまして、収入済額は34億8,218万4,461円で、収入率は99.79%となっております。

不納欠損額の239万6,820円は介護保険料で、滞納繰越51人、収入未済額の491万9,820円も同じく介護保険料で、現年81人、滞納繰越68人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書281ページ備考欄の還付未済額52万2,940円を加算した544万2,760円となっております。

18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額34億4,927万4,000円に対しまして、支出済額は32億9,059万466円で、執行率は95.40%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1億5,868万3,534円、歳入歳出差引残額は1億9,159万3,995円となっております。

21ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定でございますが、歳入の予算現額は1,064万円で、調定額、収入済額はいずれも同額の1,038万7,800円、収入率は100%となっております。

22ページをお願いいたします。

歳出の予算現額1,064万円に対しまして、支出済額は1,038万7,800円で、執行率は97.63%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は25万2,200円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

なお、平成29年度末の第1号被保険者数は8,767人で、認定者数は2,095人となっております。

続きまして、認定第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額2億3,022万9,000円、調定額2億2,654万4,912円に対しまして、収入済額は1億5,209万924円で、収入率は67.13%となっております。

不納欠損額はゼロ円で、県支出金、地方債を除いた収入未済額139万3,988円は、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料で、現年6人、滞納繰越53人となっております。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額2億3,022万9,000円に対しまして、支出済額は1億5,183万924円で、執行率は65.95%でございます。

翌年度繰越額は7,332万円で、不用額は507万8,076円、歳入歳出差引残額は26万円の決算となっております。

なお、給水人口は233人、普及率は99.15%となっております。

続きまして、認定第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入の予算現額12億7,453万7,000円、調定額12億4,420万1,511円に対しまして、収入済額は10億3,080万3,074円で、収入率は82.85%となっております。

不納欠損額は40万1,990円で、分担金の7万4,400円は滞納繰越5人、使用料の32万7,590円は滞納繰越13人となっております。

国庫支出金、地方債を除いた収入未済額286万2,087円につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では、受益者の分担金が28万9,900円で、現年1人、滞納繰越11人、2款使用料及び手数料1項使用料が257万2,187円で、現年34人、滞納繰越89人となっております。

30ページをお願いいたします。

歳出の予算現額12億7,453万7,000円に対しまして、支出済額は10億2,640万7,074円で、執行率は80.53%となっております。

翌年度繰越額は2億1,453万円で、不用額は3,359万9,926円、歳入歳出差引残額は439万6,000円の決算となっております。

なお、平成29年度末の町全体の下水道普及率は37.30%で、汚水処理人口普及率は62.10%となっております。

○議長（荒川 政義君） 大下会計管理者、休憩するけ。暫時休憩します。

午前10時31分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大下会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（大下 崇生君） 続きまして、認定第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億5,276万5,000円、調定額3億5,033万6,889円に対しまして、収入済額は3億3,278万1,752円で、収入率は94.99%となっております。

不納欠損額は使用料の5万4,010円で、滞納繰越4人となっております。

県支出金、地方債を除いた収入未済額100万1,127円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では、受益者の分担金が10万円で、現年1人、2款使用料及び手数料1項使用料の農業集落排水使用料が90万1,127円で、現年14人、滞納繰越41人となっております。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億5,276万5,000円に対しまして、支出済額は3億3,214万8,752円で、執行率は94.16%となっております。

翌年度繰越額は1,713万3,000円で、不用額は348万3,248円、歳入歳出差引残額は63万3,000円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3,979万2,000円、調定額3,927万1,794円に対しまして、収入済額は3,452万8,483円で、収入率は87.92%となっております。

不納欠損額は使用料の3万8,562円で、滞納繰越3人、町債を除いた収入未済額は、1款使用料及び手数料1項使用料の70万4,749円で、現年7人、滞納繰越18人となっております。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3,979万2,000円に対しまして、支出済額は3,444万2,483円で、執行率は86.56%となっております。

翌年度繰越額は408万6,000円で、不用額は126万3,517円、歳入歳出差引残額は8万6,000円の決算となっております。

続きまして、認定第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして

補足説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

歳入の予算現額9,697万3,000円に対しまして、調定額、収入済額は、いずれも同額の9,159万6,877円で、収入率は100%、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

42ページをお願いいたします。

歳出の予算現額9,697万3,000円に対しまして、支出済額は9,159万6,877円で、執行率は94.46%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は537万6,123円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は、千円で記入しております。

339ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額145億4,289万円、歳出総額139億1,627万1,000円、歳入歳出差引額は6億2,662万円となり、そのうち翌年度に繰り越すべき財源5,369万4,000円を差し引いた実質収支額は、5億7,292万6,000円で決算をいたしております。

340ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額38億5,309万5,000円、歳出総額38億408万7,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は、同額の4,900万8,000円となっております。

341ページは、後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億3,625万8,000円、歳出総額4億3,603万6,000円、歳入歳出差引額は22万2,000円で、実質収支額も同額となっております。

342、343ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

342ページの保険事業勘定でございますが、歳入総額34億8,218万4,000円、歳出総額32億9,059万円、歳入歳出差引額は1億9,159万4,000円で、実質収支額も同額となっております。

また、343ページの介護サービス事業勘定でございますが、歳入総額、歳出総額は同額の1,038万8,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

344ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億5,209万1,000円、歳出総額1億5,183万1,000円、歳入歳出差引

額並びに繰越明許費繰越額はいずれも26万円で、実質収支額はゼロ円となっております。

345ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10億3,080万3,000円、歳出総額10億2,640万7,000円で、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも439万6,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

346ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億3,278万2,000円、歳出総額3億3,214万9,000円で、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも63万3,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

347ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3,452万8,000円、歳出総額3,444万2,000円で、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも8万6,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

348ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の9,159万7,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度、移動があった主な部分について御説明いたします。

349ページをお願いいたします。

1 公有財産の(1) 土地及び建物のうち、土地につきましては、その他の行政機関、消防施設では、防火水槽用地、防災公園用地及び旧幹部交番用地の交換、耐震性貯水槽用地の取得、旧幹部交番用地の売却、公営住宅等では小松開作地区の若者定住住宅用地の取得、その他の施設では旧田布施農高大島分校跡地の普通財産への区分修正、普通財産では、旧和佐保育所、旧土地開発公社の土地の売却、旧田布施農高大島分校跡地の追加計上漏れ及び行政財産からの区分修正等により、合計で1万4,104.04平方メートルの増となっております。

建物につきましては、木造の普通財産では、旧和佐保育所の売却等により、合計で21.3平方メートルの減となっております。

非木造の本庁舎では、東和庁舎の新築、普通財産では、棕野・三蒲地区教職員住宅3棟の構造誤りによる修正等により、合計で447.71平方メートルの増となっております。

木造・非木造を合わせた延べ面積では426.41平方メートルの増となっております。

350ページをお願いいたします。

(2) 山林から(5)の有価証券につきましては、移動はございません。

351ページをお願いいたします。

(6) 出資による権利でございますが、柳井地域広域水道企業団へ592万5,000円出資いたしまして、年度末現在高は50億2,042万4,000円となっております。

352ページの山口県東部森林組合出資金の1万5,000円の増は、配当金となっております。

353ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、軽自動車が5台減、トラックが1台増、消防車が1台減、リフト付マイクロバスが1台減、リフト車が1台減、バキューム車が1台増、354ページ、公営企業会計システムが1台減、自動読取機が1台増、357ページ、給水タンクが1台減となっております。

358ページをお願いいたします。

3の基金でございますが、(1) 財政調整基金は2億7,629万9,000円の増で、年度末現在高は58億8,461万3,000円となっております。

(2) の減債基金は、取り崩し等により1億3,504万6,000円の減で、年度末現在高は4億6,856万2,000円となっております。

(3) の県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) の奨学資金貸付基金の1,000円の増は利息で、年度末現在高は1,000万3,000円となっております。

(5) の福祉振興基金の5万4,000円の増は利息で、年度末現在高は2億8,111万円となっております。

359ページ、(6) の国民健康保険基金は、利息と積み立て等により、1億5,090万円の増となっており、年度末現在高は2億172万3,000円となっております。

(7) の介護給付費準備基金は、223万2,000円の取り崩し等により、年度末現在高は8,213万1,000円となっております。

(8) のまち・ひと・しごと創生基金は、1億464万1,000円の取り崩し等により、年度末現在高は2億7,273万3,000円となっております。

(9) の土地開発基金につきましては、土地の面積は7,536.82平方メートルで、年度末現在高は1億6,914万8,000円となります。また、現金は2万円の増で、土地と合わせた年度末現在高は2億7,082万円となっております。

360ページ、(10) の中山間ふるさと水と土保全対策基金につきましては増減なく、年度末現在高は3,113万1,000円となっております。

(11) の周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、405万7,000円の取り崩し等により、年度末現在高は3,341万9,000円となっております。

(12) のちびっ子医療費助成事業基金は、1,926万3,000円の取り崩し等により、年度末現在高は4,876万7,000円となっております。

(13) の観光振興事業助成基金は、利息並びに積み立て等により2,025万6,000円の増で、年度末現在高は5,589万9,000円となっております。

(14) の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、1,151万4,000円の取り崩し等により、年度末現在高は3,558万9,000円となっております。

361ページ、(15) のふるさと応援基金は、利息並びに積み立て等により830万8,000円の増で、年度末現在高は3,255万6,000円となっております。

(16) のCATV加入促進事業基金は、143万3,000円の取り崩し等を行い、年度末現在高は2,498万円となっております。

(17) の外国語活動推進事業基金につきましては、利息並びに積み立て等により1,133万1,000円の増で、年度末現在高は3,167万9,000円となっております。

(18) の医療確保対策事業基金につきましては、新たに基金を積み立て、年度末現在高は2,400万円となっております。

以上で、認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 続いて補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長(佐々木義光君) 認定第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定につきまして補足説明いたします。

お手元の平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算書類の2ページ、水道事業決算報告書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の決算額ですが、収入合計9億836万3,329円に対しまして、支出合計9億1,295万9,691円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計4,591万3,484円に対しまして、支出合計2億314万8,203円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,723万4,719円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額176万9,362円、引継金4,835万6,192円及び当年度分損益勘定留保資金1億710万9,165円で補填いたしております。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、5ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、平成29年度の経営成績をあらわすものでございますが、営業収支では3億5,040万2,744円の損失となり、営業外収支では4億2,312万8,283円の利益となり、特別損失7,967万40円を合わせた当年度純損失は6,944万4,501円となりました。

次に、7ページの剰余金計算書について御説明申し上げます。水道事業初年度のため、前年度末の利益剰余金はありませんので、当年度欠損金6,944万4,501円を計上し、利益剰余金の年度末残高はマイナス6,944万4,501円となりました。

次に、9ページの欠損金処理計算書ですが、欠損金の処分はございません。

次に、11ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、平成30年3月31日時点の財政状況をあらわしております。

11ページ、最下段の資産合計は46億7,686万7,415円で、12ページの負債合計は32億5,016万4,089円、13ページの資本合計は14億2,670万3,326円であります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、14ページ以降に事業報告書、決算に関する説明書における注記、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

平成29年度は水道事業の初年度でございまして、移行前の未収金に係る貸倒引当金を計上したことにより、当年度純損失が6,944万4,501円となりました。引き続き、未収金の抑制と効率的な事業運営による経営改善を行うとともに、安定的な給水に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について補足説明を申し上げます。

お手元の平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算書類、1ページの決算報告書をお開きください。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計47億7,367万1,665円に對しまして、2ページの支出合計は54億9,824万2,824円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計10億5,190万円

に対しまして、4ページの支出合計は10億5,381万2,299円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、平成29年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では18億895万1,499円の医業損失となり、医業外収支では10億5,621万5,645円の医業外利益となり、特別利益148万9,200円、特別損失5,149万1,000円を合わせた当年度純利益は8億273万7,654円の赤字となりました。

なお、現金支出を伴わない費用であります減価償却費5億3,083万2,554円、資産減耗費1,301万4,526円を合わせた5億4,384万7,080円を除きますと、2億5,889万574円の赤字となります。

次に、9ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては、29年度欠損金8億273万7,654円を計上し、利益剰余金の年度末残高がマイナス15億9,461万3,242円となりました。

次に、11ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はありません。

次に、13ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、平成30年3月31日時点の財政状況をあらわしており、14ページの資産合計は163億5,595万5,081円、15ページの負債合計は122億7,693万493円、16ページの資本合計は40億7,902万4,588円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、付属資料といたしまして、18ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、注記を添付しております。

平成29年度決算は平成28年度に比べ、収益は入院・外来収益の増加、岩国基地再編交付金等による他会計繰入金の増加がありましたが、基金の運用益が28年度に比べて大きく減少し、4,424万2,474円の減収となりました。費用は手術件数の増加による材料費の増加、医師等人員増の影響による給与費の増加により1億324万4,936円の増加となり、収支は8億273万7,654円の赤字と、昨年より1億4,748万7,410円悪化しました。

特に介護老人保健施設2施設につきましては交付税措置がないため、入所稼働率が80%台後半から90%台を推移している状況ですが、平成16年度以降、厳しい経営状況が続いております。

一方で、平成26年度から外部コンサルタントを導入し、収入面での単価増収の成果があらわれてきており、手術件数の増加、地域包括ケア病床への一部病床の転換もあり、医業収益が増加してきております。今後も引き続き経営改善に全力を挙げ、地域住民に安全安心な医療、介護、

福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局事業決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、先ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでお願いをいたします。

質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この成果説明書の中から質疑をお願いしたいと思います。

まず、税のところですが、69ページの督促状の件数です。この督促状の件数を見ると、その実数の多さから見ると、固定資産税と国保税の滞納者に対する督促が多くなっています。この割合はどうかわかりませんが、この国保税と固定資産税の滞納者に対する督促が、実数が多いという、この2つの税の、町民の方の負担感が高いというふうに見ておられるのかどうかお伺いをいたします。

それから、72ページの入札件数ですが、29年度、145件の入札があったということですが、一般競争入札は何件ぐらいあるのか、まずそこを伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私のほうからは入札の件について御答弁申し上げます。

一般競争入札につきましては、本町は実績件数はゼロでございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの固定資産税、国民健康保険税に係る督促状の発送件数が増えたということで、負担感が増したのではないかと御質問でございますが、固定資産税につきましては、償却資産に係る固定資産税は、確かに太陽光発電装置の設置などによりまして税額が増加しております。ただ、家屋等につきましては、前年に引き続き据え置きでございますし、土地に関しましても、時点修正等が入っておりますので、どちらかといえば税額とか評価額は下

落の方向にございますので、負担感というのは個々の感覚もございますので一概には申し上げられませんが、税額としては減っておるので、それほど固定資産税につきましては負担感が増したというふうにとらえてはおりません。

国民健康保険税につきましてですが、こちらは平成27年に税率改正がございました。限度額の上限も26年、27年、28年と引き上げがあったわけなんですけど、それに合わせまして26年から——ちょっと今年度の話もして申しわけないんですけど——26年からずっと5年間連続で、2割、5割の軽減措置も拡充しております。なので、一部の方というか、軽減に該当される方につきましては、負担はそれほど……。もちろん27年度の税率改正で、そのときは負担が上がったかと思われる方もいらっしゃると思うんですけど、今回の督促状が増えたから、すなわち負担感が増したかと言われると、直接の関係があるかどうかというのはちょっと言いにくい部分があるかと思えます。

ただ、国保全体、被保険者全体で見ますと、国保の総所得金額が1億円以上減っております。当然そうなりますと、被保険者で割りますと、個人の所得も減ってきておる中で、軽減がかかるので、軽減のかからない一部の方につきましては、負担感が増したという感覚があるかもしれません。実際、1世帯当たりの保険税は、28年から29年度になりますと約1,000円ずつ上がっております。被保険者にしましても、1人当たり1,500円ぐらい上がっておりますので、軽減のかかっていない方につきましては若干の負担増という——感覚的な表現で申しわけないんですけど——そういう部分があるのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 次に、歳出について質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私も成果報告書のほうでちょっと質問をさせていただきますが、まず、25ページの5番、地域情報通信基盤整備推進事業というのがございますが、これのCATV加入率が27.3%というのがあるんですけど、これについて実際の見られる視聴率がどれぐらいあるのか、アンケート等がしてあるのか、その辺を御説明ください。それと、災害時の放送がどのようになっているのか、協定等を締結してあるのか、その辺、御答弁をお願いいたします。

それから、26ページ、次のページに定住対策というのがございまして、定住を促進するためファイナンシャルプランナーを置きというふうになっているんですけど、これには定住を促進するためにFPを置くという理由について御説明をください。それから、その下に移住者数のデータが出ておりますが、これが現在ですね、合計でいいんですけど、現在も町内に居住されている方がどれぐらいあるか、パーセンテージでも結構ですので御答弁ください。

それから、29ページに企業誘致対策事業というのがあります、2社ほど補助金を交付しておりますが、これが現在どのような営業状況にあつて、地元雇用者数がたしか、目標として掲げられていたと思いますので、その辺がどういうふうな状況なのか御説明ください。

それから、35ページに岩国基地再編交付金事業、先ほどの説明で、この表の小中学校空調設置事業というのがありますが、来年度で全部完了するという御説明がありましたが、ことしの夏も非常に暑かったんで、猛暑で、できるだけ早く整備をする必要があるのではないかと思います、この下のほうに基金積み立てというのがありますが、そういうものの前に、こういう緊急的にやるべき事業に集中投資するということが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の今後の基金の使い方というんですか、組み方について方針を御答弁ください。

それと、48ページに法制ソフト支援業務というのがありますが、これの一番下のほうに、審査基準、処分基準、標準処理期間等を見直したというふうにあるんですが、これはどのような見直しをされたのか、簡単に結構ですので御説明ください。

それから、1ページ戻りますが、47ページに平成29年度の退職者数、普通退職が11人というのがありますが、これが退職されて、町内で転職された方が何人いらっしゃるか、その辺を御説明ください。

それともう一点、最後になりますが、75ページに随意契約調書というのがあつて、1号は結構なんですけど、2号と5号、これがかなり数が多いんで、この2号と5号、どのような事例でこれを適用されたのかについて、一、二例、例を挙げて、こういう工事に使ったんですよとか、そういう説明をいただければと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、地域情報通信基盤整備事業のCATVの視聴率の追跡ということでございますけれども、実は、今のCATVの機能には、視聴率調査をできる機能を持っておりませんので、正直、調査はしておりません。もちろんアンケートも行っておりません。

それと、災害時の放送協定についてでございますけれども、実は7月の豪雨以降でございますけれども、7月31日付でCATVと協定を締結させていただいております。そして、11チャンネル、大島チャンネルでございますけれども、通常番組を中止して、パワーポイントによる災害情報の提供に切り替えること。また、町からの要請によりましてアイ・キャンのコミュニティチャンネル、これは岩国で12チャンネルでございますけれども、ここにテロップ放送を流すことができる内容ということについて、今回協定を結ばさせていただきました。

次に、定住対策の定住促進協議会にファイナンシャルプランナーを置く理由ということですが、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ者を移住相談に置くという自治体は余りな

く、まれだと思っております。そういったところでは差別化が図れているのではないかというふうに考えております。また一方で、移住者の生活設計において、田舎への憧れだけでなく、移住を考えることが難しいということを厳しく指摘するにあたって、こういったファイナンシャルプランナーの家計に対する考え方といいますか、そこら辺の指導というものが、ある程度効果が出せるのではないかというふうに思っております。

それと、定住促進協議会の移住定着の状況ということでございますけれども、67世帯174人が相談等に来られまして、そのうち2世帯の4人が転出してございますけれども、65世帯170人が定着しておるといふふうに拾っております。

それと、企業誘致対策事業の経営の状況ということでございます。これは2社、株式会社ビジコムと株式会社モノサスという2事業者が、今回、企業誘致として入っておるわけですが、まずビジコムにつきましては、その業務内容は、パソコンPOSシステムの開発販売を行っておりまして、大島サテライトオフィスではPOSシステムの周辺機器、バーコードリーダー関連機器、店舗の消耗品などの発送機能を担っておるといふふうにお聞きしております。地元の雇用者につきましては、雇用者数13名がおられるわけですが、地元雇用者は9人で、町内に在住しておられるといふふうにお聞きしております。

また、株式会社モノサスにつきましては、ウェブサイトの運用事業、コーディング、アウトソーシング業務、山口県内のホームページ作成業務などを行っておる事業者でございますけれども、現在、地元雇用につきましては、副社長1名が勤務しておる状態で、ほかには東京から社員の方が5名程度、1週間ぐらいとお聞きしておりますが、作業に来ておられるといふところで、まだ定着には動いていないといふところでございます。今後においては、そうした技術を教える者が従業員としてこちらに定着すれば、また地元雇用も出てくるのではないかといふふうにお聞きをしております。

次に、岩国基地再編交付金事業でございますが、基金に積み立てるよりも小中学校の空調整備等ということでございます。行政報告でもございましたけれども、当然、空調整備につきましては計画的に実施しておりますし、最終的には全施設に整備をするという予定でございます。ただ、基金につきましても、これまでやってきております医療費無料化に向けての基金とかでございますので、これもやっぱり大事な生活支援であろうといふふうに思っておりますので、これも引き続きやっていかなきゃならんといふことで、今の計画どおりで進めていきたいといふふうに思っているところでございます。

次に、法制ソフト支援事業で審査基準とか処分基準、標準処理期間等の見直しの内容等についてでございますけれども、今回のぶんにつきましては、法律、条例等に基づく行政手続制度の対象になる処分につきまして、それぞれの処分の審査基準、処分基準に関する条項等、もともとあ

るわけでございますけども、その内容の検証ということをちょっとさせていただきました。それで、標準処理期間を確認、再考いたしまして、各処分ごとの個表の充実というところを、このたびデータ化をさせていただいたというところでございます。

それと、普通退職者のその後というところで、町内での転職者というところでございますが、これは普通退職者の退職後の行動というのは、なかなかつかみづらいとこでございますが、私どもが手続上つかんでいる範囲内で申し上げますと、転職をされた方が4名おられまして、町内にその職を設けた人はお一人というところを把握しておるところでございます。

それと、随意契約の2号、5号でございます。これにつきましては、事例をちょっと挙げさせていただきますと、2号の契約の性質または目的が競争入札に適さないというものはどういうものかというのが、例えば町有施設の浄化槽の維持管理業務であったり、浄化センターの計装設備の電気保守点検業務とか学校の警備業務とか、例えば健康増進課が行うような健診業務とかいうものが、この2号に属するものでございます。

また、5号につきまして、緊急の必要により競争入札に付することができないということについては、道路なんかの単独事業で、道路が崩れた場合などに、通行に支障があるために早急に復旧工事をしなきゃならない場合とか、水道送水管の漏水工事なんかがこれに該当しておるかと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。ちょっと再質問で、2点だけ。

最初のCATVのところなんですけど、視聴率調査等、アンケート等もされていないということなんですけど、やっぱり交付金を出してこのケーブルテレビ、運用しているわけですから、できるだけ多くの人に——今の加入率も余り高いとは言えないと思いますんで、できるだけ皆さんに見ていただけるような放送にしなければいけないと思いますんで、追跡調査というんですか、その辺も必要だと思いますんで、システムの難しければアンケートとかもできると思いますんで、何らかのそういう視聴率向上のための取り組みをするべきじゃないかなというふうに思いますが、その辺について御答弁をお願いいたします。

それと、法制ソフトの支援業務のどこなんですけど、内容の検証で公表の充実をしたということなんですけど、これは、公表は法定義務なんでやられていると思いますが、その公表してあることをどういうふうに町民の皆さんにお知らせしているのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） CATVの視聴状況の調査ということでございますが、今の設備での機能はちょっと持っていないんですけども、これがまた開発が進められて4K放送なんかにな

ってきたときには、そういう機能を保有する施設というのものもあるようでございます。ですから、そこもちょっと検討してみなきゃいけないんじゃないかとは思っておりますが、いかんせん視聴者を増やすというところでおきますと、やっぱり番組の充実というのもあろうかと思えますので、そういう意味では議員さんが言われるとおり、アンケート調査なり、そういうところも考えていかなきゃいけないかなというふうには思います。

もう一件は総務課長のほうから。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、ケーブルテレビのことがございました。加入率が非常に低いではないかということでございまして、ぜひとも議員の皆さん方も全員御加入いただきたいということと、もう一つは、議員の皆さん方からお知り合いの方々に、ぜひとも加入していただくということをよくお願いしたいんです。それが、町も相当、町独自のチャンネルも作りながら町の情報を発信しておるわけですが、こればっかりは勝手に耳に入るわけじゃなくて、きちんとケーブルテレビと契約いただかないとテレビが映らないということでございます。

もう一つは、テレビを直接ケーブルで見るということもあります。ケーブルというのは通常の、NHKも含めてテレビ局のテレビを見ることができます。それが、実は周防大島町の場合、北側に面している地域については非常に多チャンネルで映るんだ、ですからケーブルテレビに加入しなくても、そのテレビ部分については映るんだということで加入が低いという話も聞いております。特に島の南側のほうの住民の方々にとってはフジテレビ系が映らないということで、ケーブルテレビに入ればフジテレビ系も入るので多チャンネルにもなるということもありますので、ぜひとも議員の皆さん方からも、まずケーブルテレビに加入するということをPRをいただきたいと思えます。

そしてもう一つは、先ほど言いましたように、町も町独自のケーブルテレビチャンネルをつくっておって流しておるわけです。せっかくそういう町独自の取材もし、そしてそれをテレビにのせているわけですから、それも加入していただかなければ見ていただけないということもありますので、ぜひとも議員皆さんがPRの大使になっていただいて、加入促進をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

法律、条例等に基づきます行政上の手続きについて、その対象となる処分につきまして、今般、電子データによる個表を整えたものでございます。この個表によって手続きがスムーズに進められるよう、その根拠条文等、標準処理期間等を見直しを行ったところでございます。これにつきましては、各窓口等に備え置いてスムーズに対応ができるように対処してまいりたいと思っております。

ります。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回の審査基準のどこなんです、データ化して窓口で公表するという、だからデータ化すればホームページ等で公表したほうがいいんじゃないかなと思いますが、とりあえず窓口で公表するとしても、その窓口で公表してありますよということを周知しないと一般の方にはわからないので、その辺も、この審査基準、標準処理期間は各窓口でいつでも見られますよということを、何らかの方法で周知しないといけないんじゃないんですかということ、さっきの質問だったんですが、もう一度御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えします。

広報等により、備え置いたことを周知してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 成果説明書の畜産振興事業、177ページの、この中に酪農振興事業に対する補助制度があるというふうになってはいますが、町内に酪農家は、肉用牛あるいは乳用牛、それぞれ酪農家の件数はどれぐらいあるのか伺います。

それから、179ページのイノシシの捕獲数ですが、平成29年度が1,839頭というふうになっています。これを28年度に比べると404頭も少なくなっていますが、その原因はどういうふうにお考えなのか伺います。

180ページの、山口大学にイノシシ防除のための基礎研究報告書の提出があったというふうにはありますが、その報告書の内容について、どういうふうな内容になっているのか、または、その研究の成果が今年度のイノシシの防除のための予算にどのように生かされているのか、生かされているものがあるのかどうか伺います。

それから、225ページのカキ養殖パイプの流出対策について取り組みが示されています。これは本当に昔からといいますか、私がまだ、子供が子供会に入って、その親として海岸清掃を毎年夏にしていたわけですが、もう本当に毎年のようにカキのパイプがたくさん、ごみとして海岸に打ち上げられているという、だいぶ前から実態としてあったと思うんですが、これは広島県西部漁業振興対策協議会に対していろいろ働きかけているということも示されて、排出抑制などは求めているとしています。これ、現状が今どういうふうになっているのか、流れ着いたパイプが一定程度は除去されているように書いてありますが、また、この7日には、西部振興対策協議会からたくさん来られて海岸を清掃するというふうな報道もありますが、本町として、今の実態をどういうふうに捉えているのか、現状の取り組みなどを、あるいは見通しなど教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） それでは、砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、177ページの酪農家の件数ということですが、本町におきましては、まず乳牛の生産者というのが2件、肉牛につきましては4件ございます。だから計6件が酪農家でございます。

次に、179ページのイノシシの捕獲頭数が減ったのは、何か大きな原因があるのではないかとことなんですが、絶対数が減ったというわけではなくて、平成28年度におきましては72名の捕獲者があり、2,243頭を駆除しています。29年度におきましては76名の捕獲者数で1,839頭、捕獲者数は増えておりますが404頭減っております。この主な原因としては、たくさん捕っていた方がある程度高齢になって、病気あるいは仕事の都合でちょっと捕獲できなかったというのが主な原因と考えております。

次に、山大との包括連携の話なんです、平成28年度から包括連携協定を結んでいろんな調査をしております。その中で、結果、通常ミミズを捕るんじゃないかとか、蛇を食べよるんじゃないかとかいろいろありますが、調査内容につきましては、主に根菜類、草の根とかいうのが主に胃の中から出ております。

今後の対策としましては、やっぱり餌を減らす、食べ物がないということは、どうしても子孫を残す数が減ってきますので、餌を減らすというのがメインとなろうかと思っております。その中で結局は、農家等の耕作者の作る物、耕作物の商品価値のない物を、ただ畑にほたつてついでにすか、畑に捨てて処分するのではなくて、それもある程度管理してでないと全体的な餌のあれは減らないじゃないかということなんです。あるいはタケノコ等も結構食べているということで、竹を減らすというのも1つの対策ではないかと思っておりますが、これにおきましては、それぞれの管理する方の認識というのも非常に大事になろうかというふうに思っておりますので、正直なところ、いかに対策をするかというのは、まだまだ模索中ということであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中谷生活衛生課長。

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 砂田議員さんの、カキパイプの流出についてのお伺いに対して回答させていただきます。

現在、平成12年から平成29年度までにカキ養殖パイプ等の回収は194.5トン回収しております。これについて平成30年の5月の8日に、山口県の環境生活部長以下6名と周防大島町とで広島県西部漁業振興対策協議会へ行きまして、排出抑制に流出防止対策の強化及び徹底と排出責任に基づくフロートなども含めた回収処理、ボランティア団体からの要望の善処等を要望書として提出しております。今後もこのカキ養殖については、排出抑制について強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） イノシシ防除の報告というものですが、これは以前から、今、部長が答弁されたことの中身というのは以前からあったことだと思うんですが、やはり、山大のほうに一定の、町から予算を出して調査をして、そこでの具体的な、または実行可能などといいますか、以前、議会に対しても説明がありましたが、竹やぶを全部なくしたらイノシシもおらんようになるというのも、ちょっと実行可能性としては非常にそっちのほうがい早いんじゃないかというぐらいの実行可能性は低いと思うんですが、やはり一定の高い知見で、どうやったらイノシシが少なくなるかというところは調査していただく必要があると思うんです。

この山大に対する調査というのは、今後もこうした形で続けるのか、または、もっと効果的なといいますか、町民が誰でもできる——先ほども餌をできるだけ畑からなくす、囲むというのはもちろんそうだと思いますが、そうした研究というものに対しては、どのように山大のほうに提起されていくお考えなのかお伺いします。

カキ養殖パイプについてですが、一体、大島の海岸にこれが何トンぐらいあるのか。平成12年から29年までが194.5トンですが、全体数の何トンのうちの194.5トンなのかというのは、大体の調査あるいは見解といいますか、そういうものがあるのかどうかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時49分休憩

.....

午前11時51分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 砂田議員さんの御質問にお答えします。

平成30年度よりは、山大との包括連携の契約はありません。また、当議会に対して特別委員会がございますので、特別委員会に対して報告書を上げております。次回の定例会をめぐり、たぶん委員長から報告があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中谷生活衛生課長。

○生活衛生課長（中谷 範夫君） 砂田議員さんの御質問なんですが、全体的にはちょっと把握しておりません。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） イノシシの捕獲数が減っておるといことなんですが、さっき部長のほ

うからの答弁がありました。総体が減っているということではないというふうに思っておりますし、総体がまず把握できていないということも当然あるんですが。

ただ、先ほど答弁がありましたように、例えば、年間100頭以上捕るような、すごく上手なといいますか、捕獲者がおられたのが、それが高齢になってだんだん捕れなくなったというのが1つの大きな要因じゃないかというふうに私も聞いておるんです。また反対に、年間たくさん捕っていただくような捕獲者が新たに出てきておるということもまた事実なんで、やはりその七十数名の捕獲者が、みんなが本当に個体をたくさん捕るということになれば、それはそれで、また全体が減ってくるということにもなるんだろうと思います。やはりすごく大変な仕事なんで、そう皆さんがたくさん捕っていただけるというもんでも当然ないと思っております。

これもCATVじゃありませんが、ぜひとも議員の皆さん方もたくさん捕っていただくのを、住民の皆さん方からそれを育てていくということも大切だと思います。議員の中にも捕獲免許を取っていただいて、捕獲を始めていただいておりますので、総力戦でやっていたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 1点だけお願いいたします。

私も成果報告書のほうから、先ほど田中議員からもちょっとありましたけども、ページの35ページです。空調についてです。議員からは、早くつけられないかという質問だと思っておりますが、そこをしっかりと答えていただけていなかったもので、残りの2中学、2小学校、いつつくのかというところを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 新田議員さんからの御質問でございますが、空調関係につきましては、今年度、沖浦小学校を実施しまして、来年度につきましては、残りの久賀小学校についても工事を始めると。そして、2中学、東和中学校、大島中学校についても工事を完了するという形で、一応、31年度中を目途に完成する予定でございますけれども、1点、久賀小学校につきましては防音工事という補助の関係もございまして、最終的な完成につきましては32年度にまたがるというような形で、今、計画のほう進めておりますが、32年度の夏からは、空調、冷房が利用できるような環境で計画を進めておる状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ということは、来年度には空調はないということですね。久賀小学校は、という認識ですね。

そこを何とかならんのかねという話なのと、もし、ないとして、その他の方法で、いわゆる熱中症対策ですよ授業中の——というのは何かされるのかどうか。現状、小学校は私もちよこ

ちょこ、アシスタントとしてボランティアで行きますけども、ものすごい暑いです本当に。先生、生徒、大変です。窓を開けたら虫が入ってくる。虫が入ってきたら生徒は集中できない。体調悪いという話もよく聞きます。そういった中でもう1年我慢せえって、ちょっとどうなんかなと思うところがあるんですけども、空調がもしつかないとなるのであれば、どういった対策をさせていただいて、子供たちが本当に授業に一生懸命取り組める環境がどのようにして整えていただけるのか、お答えいただきたいなと思います。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 久賀小学校の状況につきましては、認識のほうはしております。ただ、適時努力をして、できるだけ早くという計画的に進めておるところにつきましては、御理解をいただきましてお願いをしたいと思います。

なお、今の現状の中でどういうふうに工夫をしてというところでございますが、その点につきましては学校のほうとも検討して対応していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 済いません、再三。

最低でも、じゃあないんであれば、扇風機なり冷風扇なり、何らかの形で本当にやっていただかないと、体調が悪いという子がおるのは、もう実際にそうでありますし、現状やっぱり、もし何かあったら町長もとんでもないことになると思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午前11時58分休憩

午後0時59分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号平成29年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第9号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第10号平成29年度周防大島町水道事業企業会計事業決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定についてまでの11議案を、本日、配付しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成29年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第11号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計事業決算の認定についてまでの11議案を、本日、配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづり1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に16億1,229万3,000円を追加し、予算の総額を154億1,209万3,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の補正を、第3条により地方債の補正をそれぞれ行うものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。歳入の8款地方特例交付金は、交付額の決定により減収補てん特例交付金を35万7,000円増額するものでございます。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額が68億2,379万4,000円と決定されたことから、7,379万4,000円を追加計上するものでございます。

11款分担金及び負担金1項分担金は、土居及び日向泊地区の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の地元分担金155万円の新規計上でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金は、7月の豪雨災害による災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧費負担金3億8,886万1,000円の新規計上でございます。

12ページ、2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金は、災害関連の廃棄物処理に係る補助金

295万3,000円の新規計上、5目土木費国庫補助金は、事業実施に係る財源調整を行っております。

また、7目教育費国庫補助金は、当初予算に計上しておりますスクールバス購入経費が補助対象となったことによりますスクールバス購入補助金410万円の計上、8目災害復旧費国庫補助金は、豪雨災害による災害復旧事業に係る農林水産業施設災害復旧費補助金8,945万円の新規計上でございます。

14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金は、豪雨災害により被災された世帯への生活再建支援金給付に対する補助金143万7,000円の新規計上、3目衛生費県補助金は、水価安定補助金1,335万4,000円を新規に計上いたしておりますが、この補助金は、高料金対策に関する県の補助制度として、平成14年度から平成23年度まで高料金対策に係る国の繰出基準を参考に、末端水道事業分と用水供給事業分を合わせた第1期、平成24年度から平成29年度までの第1期の計算による末端水道事業分と激変緩和の暫定措置分を加えた第2期に続き、今年度から使用水量と一般会計からの繰入金額をもとにした、新基準での定額補助が平成34年度までと伺っておるところでございます。

また、4目農林水産業費県補助金は、日良居地区の合意形成事業に関する補助金等の調整を、7目教育費県補助金は、山口ゆめ花博参加促進に関する補助金25万9,000円の計上を、8目土木費県補助金は、豪雨災害に関する災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金2,625万円の新規計上でございます。

13ページ、16款寄附金は、社会教育及び障害者福祉への寄附採納があったことによりそれぞれ寄附金を計上いたしております。

また、17款繰入金は、災害復旧事業をはじめとする財源調整として、財政調整基金及び外国語活動推進事業基金の繰り入れを計上いたしております。

18款繰越金は、平成29年度からの繰越金を5億6,292万5,000円追加するものでございます。

14ページ、19款諸収入4項雑入2目雑入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る過年度精算分の確定に伴う精算額4,552万1,000円及び当初予算に計上しております元気生活圏補助金及び定住促進協議会補助金の財源として、山口県市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金200万円等をそれぞれ計上いたしております。

20款町債1項町債4目過疎対策事業債は、財源調整及び新規事業による増額、5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額計上、6目合併事業債は、事業費の調整に伴う増額となっております。

また、7目民生債及び8目災害復旧事業債は、豪雨災害に伴う地方債の新規計上となっております。

ます。

次に歳出でございます。15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費2目文書広報費は、東三蒲地区の防災行政無線屋外スピーカーふぐあいによる共架工事費72万8,000円の追加、5目財産管理費は、地方財政法第7条第1項に基づく積立金として、減債基金へ2億8,700万円の積み立てを計上いたしております。

また、6目企画費は、旧田布施農高敷地内の浄化槽仕切り板補修等に関する修繕費及び移住者のためのお試し暮らし用に活用しております、旧周防大島高校教職員住宅石垣の豪雨被害による補修工事費を、7目支所及び出張所費は、豪雨災害による対応経費及び地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費に工事請負費、小規模施設整備事業補助金を追加するものでございます。

16ページ、8目電子計算費は、平成31年5月に予定されております新元号施行に伴う対応業務委託料427万7,000円及び町民の方々に利便性向上を図るため、住民票や課税証明等をコンビニエンスストアにおいて交付が受けられるようシステム整備委託料1,063万8,000円を、9目地域振興費は、地域おこし協力隊員及び集落支援員の異動に伴う調整でございます。

17ページ、2項徴税费は、地籍調査時の公図・登記簿の修正等を行う経費を計上しております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、前年度の臨時福祉給付金給付事業等の精算による償還金410万7,000円の計上及び民生委員の退任等による推薦会経費の追加、また、たちばなケアプラザの雨漏りの修繕経費の計上でございます。

2目障害福祉費は、障害福祉関係事業に係る国・県補助金の前年度精算による償還金2,337万2,000円の計上となっております。

18ページ、5目介護保険対策費は、主に久賀ふれあいの家のブロック塀の上部撤去に係る経費を新規計上いたしております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、子育ての集いコンサート開催に関する経費の追加計上及び子ども・子育て支援交付金等の児童福祉関係事業の前年度精算による償還金1,541万7,000円を計上いたしております。

また、3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活扶助費等に係る国庫負担金の前年度精算に伴う償還金6,828万3,000円の計上でございます。

19ページ、4項災害救助費は、豪雨災害に係る被災者支援事業として、被災者生活再建支援金として287万5,000円、生活の立て直しに必要な資金を貸し付ける災害援護資金貸付金350万円を新規に計上いたしております。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 目環境衛生総務費は、久賀地区の熊本墓園のレンガ補修工事費として 77 万 8,000 円の計上でございます。

2 項清掃費 2 目じん芥処理費は、豪雨災害により発生した災害廃棄物の処理経費といたしまして 590 万 8,000 円を新規に計上、3 目し尿処理費は、前島のし尿収集車車庫の補修経費 34 万 6,000 円の計上となっております。

20 ページ、5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費は、11 月に徳島市において開催されます中国四国ブロック女性の農業委員会研修会への参加経費の新規計上、5 目農地費は、農地一般管理経費において、豪雨災害に係る農道・水路等の復旧経費を、排水施設管理事業は、今後の台風襲来に備えて排水ポンプ用の発電機やトラック借り上げ料の追加計上、単県農山漁村整備事業は、日良居地区の合意形成推進事業に関するアンケート調査等に必要な経費の追加計上でございます。

3 項水産業費 2 目水産業振興費は、みなとオアシス安下庄の水産加工品・鮮魚等販売所建設に関する設計業務 165 万 1,000 円、現店舗の外壁改修及び伊保田港待合所の移設工事費 165 万円、21 ページ、現店舗改修用として工事材料費 65 万円、浮島漁港（江ノ浦）捲き揚げ機の補修経費として漁業経営構造改善事業補助金 62 万 3,000 円の計上でございます。

なお、魚礁設置事業におきましては、事業費内の予算の組み替えでございます。

3 目漁港管理費は、浮島漁港（樽見）の浮棧橋舗装面及び連絡橋改修経費等の修繕費 703 万 5,000 円、油田漁港（馬ヶ原）の災害復旧に係る底質調査経費 133 万 8,000 円、漁港内防犯カメラ設置 3 カ所、豪雨災害に係る浮島漁港の災害復旧工事費等 3,881 万 5,000 円の新規計上でございます。

なお、災害復旧に関する経費は本来、災害復旧費に計上すべきところでございますけれども、漁港に関する補助災害復旧事業につきましては、災害査定前の執行が望ましいということから既存の予算で対応したものでございます。

4 目海岸保全事業費は、積算システムの機能向上のためのバージョンアップに係る経費の計上となっております。

22 ページ、6 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費は、ウィンドパーク管理運営経費に、食堂等のブラインド修繕費や宿泊客用の冷蔵庫の購入経費を、竜崎温泉管理運営経費に、潮風呂の湯の機械機器等に関する工事請負費や業務用冷蔵庫等の購入経費を、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費に、点検によりふぐあいが発見された合併浄化槽の改修工事費や業務用冷蔵庫の購入経費の計上でございます。

なお、各施設には 6 月に設立されました周防大島サイクルアイランド推進協議会への負担金をそれぞれ計上いたしております。

23ページ、総合交流ターミナル管理運営経費は、サイクル県やまぐち推進協議会から寄贈予定の自転車20台の保管や整備、貸し出しに関する店舗を改修する経費140万4,000円の計上、3目観光費は、自転車用の安全装備の購入経費及び周防大島サイクルアイランド推進協議会への補助金30万円を新規に計上いたしております。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、郷浜線のすみ切り部分の寄付を受けたことによる分筆登記経費の追加及び豪雨災害に係る災害応急経費や、地域要望や早期に道路橋りょう補修に対応するため、工事請負費8,120万円を追加計上するものでございます。

2目道路新設改良費は、当初予算において計上しておりました橋りょうに係る長寿命化修繕計画につきまして、当初15メートル以上の橋りょうから全ての橋りょうを対象とするための追加計上でございます。

24ページ、3項河川費2目河川建設費は、道路橋りょう費と同様、豪雨災害に関する災害復旧経費及び地域要望に対応するため、工事請負費4,972万3,000円の追加計上となっております。

6項住宅費1目住宅管理費は、今後不足が見込まれる公営住宅の修繕費631万7,000円及び五反田住宅のブロック塀取替工事等55万1,000円の追加計上でございます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、馬ヶ原消防機庫の修繕及び和佐地区の消火栓ボックス取替経費の計上、3目消防施設費は、西三蒲地区の防火水槽用地に関する登記業務及び土地購入経費の追加計上となっております。

25ページ、4目災害対策費は、JA三蒲支所の建て替えに伴い防災カメラの付替経費についての計上でございます。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費に旧椋野小学校及び旧屋代小学校の危険物の観点から投的板の撤去工事費を、教職員住宅管理経費に久賀の新開教職員住宅のブロック塀の一部撤去に係る工事請負費を、外国青年英語指導事業にALTの異動による経費について計上いたしております。

26ページ、2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費に、今後必要と見込まれる修繕費239万円、安下庄小学校のプール擁壁改修及び島中小学校の投的板撤去経費等の工事請負費106万4,000円、また、スクールバス管理運営経費は、森野小学校前のバス停上屋設置経費53万円を計上いたしております。

3項中学校費1目学校管理費は、主に安下庄中学校の体育館雨漏り修繕経費の計上、2目教育振興費は、好成績を収めている中学校への県体等派遣補助金の追加計上となっております。

27ページ、4項社会教育費1目社会教育総務費は、10月に青森市にて開催される全国社会教育研究大会において、長年の功績により高田寿太郎氏が全国社会教育委員連合表彰を受けられ

ることとなったことによる出席旅費及び危険物の観点から小松開作地区の考古館の塀の一部撤去等に係る工事請負費の計上でございます。

3目図書館費は、社会教育関係への寄附採納を受けたことによります図書購入費の計上、5目社会教育施設費は、東和総合センター管理運営経費に、今後不足の見込まれる社会教育課での電話料金及び宮本常一記念館管理運営経費に、体験学習室のエアコン修繕に伴う経費の追加計上となっております。

5項保健体育費2目体育施設管理費は、雨漏りをしております久賀健康管理センターロビー部分の補修工事費の計上、3目学校給食費は、給食運搬車2台のゲート部分ふぐあいにより修繕が必要なことから修繕費を計上いたしております。

28ページ、10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費は、農業用施設補助事業として農道和田線ほか2路線の工事請負費3,300万円、単独事業として農道が11カ所、水路1カ所の工事請負費520万円、また、林業用施設補助災害復旧事業として林道白木線の工事請負費4,000万円、単独事業として林道白木線及び文珠屋代線の工事請負費730万円を計上いたしております。

2目漁港災害復旧費は、浮島漁港（樽見）の復旧に必要な測量・設計・監理業務及び工事請負費の計上でございます。

29ページ、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、道路橋りょう補助災害復旧事業として、町道追原畑線ほか36路線の災害復旧関連経費を計上いたしております。

30ページ、12款諸支出金1項繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整でございますが、病院事業局企業会計繰出金につきましては、普通交付税の確定による調整及び公債費に係る繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じた増額を行っております。

また、水道事業企業会計繰出金は、県補助金の水価安定補助金について、水道事業企業会計へ繰り出すものでございます。

31ページ、13款予備費は、豪雨災害により災害応急事業として実施するため予備費での対応を行ったことから、追加計上を行うものでございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、7ページ、債務負担行為の補正につきましては、住民票や課税証明等をコンビニエンスストアにおいて交付が受けられるようシステム整備を行う事業の平成31年度分の設定を行うものでございます。

8ページ、地方債の補正につきましては、災害救助債や災害復旧事業債の限度額を追加するとともに、過疎対策事業債や臨時財政対策債、合併特例債の補正に伴う変更を行うものでございます。

以上が、平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回、補正予算なんですけど、これは、新規に計上されたものがかかり見受けられるようですが、その中で一つお尋ねしたいのが、23ページの観光一般経費で周防大島サイクルアイランド推進協議会補助金、これも新規で計上されておりますが、補正で新規予算を、こういう町づくりに関する予算というものを上げられた事情というんですか、理由というんですか、その辺を御答弁ください。

それと29ページの漁港災害復旧費で測量・設計・監理業務484万2,000円というのが計上されておりますけど、これはこの間の補正から倍額の補正になってはいますが、先日の臨時議会での補正予算からさらに補正になった、これもその経緯というか、理由について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

23ページの観光費の中の観光一般経費、サイクルアイランド構想推進協議会の補助金でございますが、山口県では平成28年度から、誰もが県内各地で四季を通じてサイクルスポーツを快適に楽しむことができる、サイクル県やまぐちの実現に向けて取り組んでいるということは御存じのとおりだと思います。

本町におきましても、平成29年度にグリーンステイながうらがサイクルステーションに指定され、電動アシスト自転車等20台を対応されて、その活動に貢献しております。

このたび、平成30年度、5月15日から6月15日の間にサイクル県やまぐち推進協議会が募集した、平成30年度サイクルエイドステーション設置運営施設の募集に応募することにより、他の地域より一歩進んだ地域になるよう、平成30年6月15日に周防大島サイクルアイランド推進協議会を立ち上げております。それによって町としてもその協議会の活動に協力することにより、交流人口のさらなる増加を目指し、事業費の補助としてこのたび新規に予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川水産課長。

○水産課長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問ですが、この委託料484万2,000円というのはまず何かと言いますと、浮島で災害が起こっております樽見地区の測量設計費になります。8月の補正の時点で江ノ浦地区は計上させていただいておりまして、樽見地

区については職員での測量設計をやる予定でございましたので、その際には計上しておりませんでした。しかしながら、浚渫の状況が埋塞災という、いわゆる埋まる、閉塞する塞という字を書きますけども、漁港の埋塞災において水中部分において土砂がどのように展開しているかということが、陸上からの職員の測量ではとても把握が難しい。それから、県のほうが事前に現地を見に来たときも、通常の陸上における防波堤の災害であるとか、護岸の災害であるものちょっと状況が違いますので、職員によるその測量程度の成果では査定に耐えられないだろうという指摘を受けたことによりまして、樽見地区についての測量設計委託費を今回計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の補正は、一般会計が16億1,000万円以上、特会を合わせると全部で18億円以上になると思うんですが、今回の補正では豪雨災害の復旧を早く進めるということで、説明から質疑、討論まで一気にやってしまうということで、私も災害復旧を早くやるということでそこは了承いたしましたけれども、この一般会計の16億1,293万円のうち、災害関連、災害復旧費だけじゃなくて土木費や農林水産業費もろもろ、あるいは支所のそういう安価なものも含めると、一般会計の中でどれぐらい災害関連の予算ということになるのか、まずそこをお伺いいたします。

それから、12ページの水価安定補助金ですね、高料金対策の第3期の高料金対策で、これが水道会計にそのまま入るものだと思うんですが、これは1期、2期と比べてどういうふうに計算根拠が変わっているのかお伺いいたします。

それから、民生費の災害救助費で、19ページで、被災者生活支援金287万5,000円と災害援護貸付金の350万円ですが、これはどういう基準といいますか、どういう要綱で被災者のほうに渡されたり、あるいは貸し付けたりされるものなのか、貸付金ということになると利子なんかもあるのかどうか、その辺の具体的なところをお伺いします。

それから、災害対策の予算の全体の中で各支所が行うものが予算化されているし、そのほかに土木費や農林災害復旧費などがありますが、この支所が行うものとそうでないものというのは、私が以前から伺っているところでは、いわゆる赤線道、青線などは支所が基本的に行うと、あるいは20万円以下であれば支所が行うと、それ以上はその他のところで行うというふうなことも伺っているんですが、今回の災害のこの支出もそういう基準ということで予算化されているのか、計上されているのかどうかを伺います。

○議長（荒川 政義君） 重富財政課長。

○財政課長（重富 孝雄君） それでは、先ほど砂田議員さんから御質問いただきました今回の補正での災害関連に関する補正予算額についてでございますが、今回の補正では8億7,000万

円でございます。

○議長（荒川 政義君） 豊永水道課長。

○水道課長（豊永 充君） 砂田議員さんからの水価安定の補助制度についての御質問でございますが、第2期が平成24年から29年度まででございます。大きくくくって言いますと、国が定めている高料金対策の一般会計からの繰入基準というのがございます。それで国が定めた資本比というか基準を超えている部分について、前々年度の料金に結びついた水道の使用水量をもとにして、交付税措置のない部分、およそ計算上は交付税措置が8割程度あるんですけども、ない部分の2割について県と市町で折半をするという形の補助制度の組み立てでございます。

今回、補正予算で計上しております補助金の考え方ですが、柳井地域広域水道企業団からの供給水量に相当する部分を、対象の1市4町の総量で按分した部分と、一般会計からの繰入金、水道事業とか簡易水道事業に対しての繰入金の過去5年間の平均でございますが、それを同じく1市4町で合計したものの按分の使用水量割というのと繰入金額割というもの、合計して1市4町分で3,769万6,000円でございますけれども、そのうち周防大島町の按分で計算したものが1,335万4,000円になりますので、この数字で補正予算の計上をさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の水価安定補助金でございますが、平成14年から平成23年まで、まあ、用水供給が始まったのは平成12年からですから、14年からもうすぐに高料金対策として県が助成をさせていただいております。それで高料金を抑制するということになっておったんですが、実は抑制するどころの話ではなくて、値上げを少しでも抑えるということには相当効果があったと思っております。10年間やっていただきました。それから今度は5年間ほどさらに、それは終わったわけですが、5年間ほど暫定措置としてやっていただいて、29年度でそれも終わるということは当初からの約束でございましたので、さらに30年度からこれを継続してほしいということやずっと県のほうに、もう何度も何度も数年前から陳情を繰り返しておりましたが、県は高料金だけで柳井広域水道企業団構成町だけに補助することは難しいということがずっと言い続けておったわけです。

その中で、なぜかという、もともと広域水道企業団の資本費をもとに計算するという方法をとってございましたので、資本費を償還するとどんどん下がってくるわけですし、従来の計算方法でいくと補助額がずっと下がってくるということになりまして、その計算方法ではだめだから新たな高料金対策としての助成をやってくれということも、3年くらいかけてずっと陳情しておりましたが、それを言いますと、どこもそういうことは、県下ほかの地域にもあるんだということからして、柳井広域水道企業団を構成しているこの水価もそうですし、使用料が非常に高い

というだけをもって補助するというのは非常に難しいという、基本的な考え方でずっとはねつけられておったわけなんです。

いずれにしても29年度で終わるということになりましたので、それからずっとお互いがどういう形で本当に、県議会のほうにもきちんとした説明ができる方法があるのかということで、大変、県のほうも真摯に取り組んでいただきまして、今回からはこれまでの考え方とは全然別の考え方を持って、例えば、ダムから受水を受けておる市町というのは柳井だけではなくて、県内ほかにもありますが、そこらと比較して、河川とかじゃなくてダムから給水を受けているその市町と比較して、その中で1.5倍以上の差が出てくるということになると、同じダムから給水を受けていてすごく柳井広域関係の料金が安いということになりますから、そこだけに着目をして、そしてその額とプラス、先ほど課長が言いました一般会計からの繰り出しの額、それと両方で、2つを計算の根拠として今回やっていただくということになったわけです。

実は、県も相当苦勞してこれについてやっていただくことになったと思っております。私たちのほうからは、助成してくれという陳情、要望を上げとったんですが、根拠になるものがなかなか出てこないということでございまして、今回、県の大きな英断であったというふうに思いますが、知事さんも副知事さんもまたは環境生活部長にも何度も陳情いたしました。結果的に県のほうから、そういう客観性を持った、他の水道事業をやっている団体、自治体ときちんとした整合性がとれなければ、単につまみで補助するというわけにはいかないということがずっとはねつけられておったんですが、ようやく昨年7月ごろから10月にかけて、いろんな案の結果こういう形になってきたわけです。

私どもこれで十分と言っておるわけではないんですが、ただ県のほうからも新たにそういう制度をつくっていただいたので、これであるならば一般会計からの繰り入れが周防大島町の場合はなくなるということは当然ないので、平成34年までという5年間の約束にはなっておりますが、それから先にしても再度検討をいただくということは約束いただいておりますので、そうなればこの計算方法でいけば、35年度以降もこのような県の補助がいただけるのではないかというふうに思っております。このことについては余り大きな話題になってなかったんですが、実は県に対しては大変大きな決断をしていただいたというふうなことで感謝をしておるところでございます。

御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 砂田議員さんの被災者支援事業についてお答えをいたします。

基準等についての御質問だったと思いますが、19ページの被災者生活再建支援金についてですが、本町は平成30年7月豪雨災害においては、国制度の被災者生活再建支援金には該

当しておりませんが、県内に被災者生活再建法が適用された市町が1以上ある自然災害が発生した場合は、県制度により被災者生活再建法と同様の支援が行われるというふうなことになっておるために、今回、県制度の被災者生活再建支援金を補正予算に計上させていただいております。

それで、被災者生活再建支援金につきましては、住宅被害の程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額から成るんですが、今回、予算編成時におきましては、被災者が住宅の再建方法が未定であったため、今回の補正予算には全壊と大規模半壊の合計で、合わせて5世帯分の基礎支援金287万5,000円を計上させていただいております。

それで、基準をとということですが、この支援金につきましては、自然災害が発生した日から起算して13月を経過するまでの間が基礎支援金の申請期限と、また、加算支援金については同じく37月を経過する日までというふうなことでございますので、今回、被災者の生活再建の方法が明らかになっていない時点でございますので、基礎支援金のみを計上させていただいております。

続きまして、貸付金でございますが、災害援護資金貸付金についてでございますが、これは災害に関する法律によりまして、都道府県内において災害救助法が適用される市町が1以上ある災害であって、世帯主が重傷を負った場合や家財の価格の3分の1以上の被害または半壊以上の住居の被害を被った世帯の世帯主が対象となります。貸付限度額については、被害の程度によりまして150万円から350万円でございます。

それで、先ほど議員さんが利子等も含めてというふうなことでございましたが、この災害援護資金貸付金は償還期間が10年で、そのうち据置期間が原則3年となっております。それで、据置期間経過後の利子は年3%ですが、県のほうでも利子補給の話が出ておりまして、御議決をいただきましたら個人に対する利子補給を交付するための補助金交付要綱を整備し、無利子にする方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それで、今回の貸付金につきましては、被災した日の属する月の翌月から起算して3月を経過する日までということで、こちらのほうは申込期間も短期間となっております。それで、今回の予算については1世帯分ということで補正を計上させていただいているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 近藤大島総合支所長。

○大島総合支所長（近藤 晃君） 砂田議員さんから総合支所と担当課といいますか産業建設部の担当課での今回の災害復旧の振り分けの仕方ということ、それから、青線・赤線等々の対応の仕方といったような御質問がございましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、青線・赤線について御説明をさせていただきますけれども、青線・赤線の管理というのは基本的には地元管理という考え方をとっております。仮にそういった青線・赤線に今回のよう

に災害が起きたというときの対応は、原則、小規模事業という事業のほうで対応するというようにしております。ただし、公益性例えば、赤線といえども集落内に道があるとか、上下水道が布設をされているといったようなときには、今回のように直営の工事で対応をするということにしておるところでございます。

今回、災害復旧についても同様な判断ということで、この直営工事というのは原則として総合支所については20万円以下ということにしております。あくまで原則でございます。

今回どちらが対応すべきかということの判断は、判断に迷った場合は、双方が現地に参りましてどちらが対応するということを決めた上で、今回、予算計上をしておりますので、重複をしておるところはございませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の補正、一般会計の16億円のうち約半分8億7,000万円が災害関連の予算ということで、きょう即決、この16億円の予算を採決までやるわけですから、この8億円ができるだけ早く被災者のための工事として行われるということを私たちは期待しているわけですが、この8億7,000万円がきょう採決をすることで早くなるということを確認していただきたいと思います。

それから、高料金対策ですが、町長がおっしゃられた、県が特段の努力をしていただいたと。これまでも県の高料金対策があってもなお、やはり柳井広域水道の水道料というのは、ずうっと高いままが来ていたわけです。今、町長の御答弁からすると、ダムから直接とっているところと比べてというところが一つの基準になったと。私、ダムからとったというところも大事かもわかりませんが、やはり導水管が大竹のずっと奥のほうからここまで引っ張っている、その工事費を町民の方が払っていかないと、やっぱりここで料金が高くなっているわけで、その基準がやはり導水管の長さというものを基準にさせていただくということも必要な気がするんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の議員さんの話になりますと、柳井広域水道企業団というのは昭和51年に設立されておるわけですが、その以前に、この柳井地域が非常に渇水地域であるということからして、その水源をどこかに求めて、この渇水対策、そしてまた安定的な水道水の供給をという、まあ、時代が、昭和の時代どころかわかりませんが、昭和40年代、大変大きなそういう話題になっていたと思います。それからして、ちょうど弥栄ダムが今からできるということの話とみんなリンクしているわけございまして、これは当初から、当然のことながら莫大な、500億円を越すような大きな事業でございましたので、当然のことながら水道料金が高くなる

ということは、皆が予測されておったと思います。当時、構成しておった柳井関係もそうですが、私たち周防大島町の合併前の旧4町もそれを見越して、この広域水道企業団に参加して安定供給を受けようということになったわけですから、水道料金に反映するということは、当時からわかっておったというふうに思っております。ですが、それよりもなお水源がないほうが、要するに渇水対策がもっと大事だという決断をしたということですから、今、導水施設または浄水施設または配水の施設が多額にかかったんだから、県から、例えばもっとも補助をせえと言うのは、ちょっと筋がなかなか通りにくい状況にあるというふうになっております。

そこで、先ほど申し上げましたが、県内には何カ所かダムから受水をして浄水して、それを配水給水しているという自治体または企業団がありますが、それらと比較してこの柳井広域水道企業団の料金が安いということを根拠に、それらの中で1.5倍以内に収まるようにということを根拠にさせていただいたということからでございます。

ですから、今の弥栄ダムからの柳井広域水道企業団の取水のことになりますと、今ここでそれをもとに、根拠にしてもう一回やり直そうというのは、時代がずうっと前の話でございまして、当時は砂田議員さんも旧橋町のときにその議論はされたと思いますが、しかしながら、当時からすれば夏場に常に渇水で給水制限があるよりは、ある程度、水道料金が高くても安定的な給水を受けられるほうを選択したということからでございますので、今そこだけをもって県にさらなる助成をお願いするというのは若干無理があるのかなと思います。

しかしながら、それは、県でも国でもどこでもいいんですが、ぜひやってくれるものであれば私も1,300万円と言わずに1億3,000万円でも、一般会計から繰り入れているのを全てをどこかが持っていただければ、それは本当に助かるし、それが本当に町民のためにもなるというふうには思うわけですが、そこら辺は、今始まった事業ではなくて、過去から長い歴史といろいろなこういう経緯をたどって、こういう結果になっているわけですから、そこらはぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 災害復旧は、今回補正予算を16億円のうち8億円もということからございますし、要するに、できましたならば、初日の日に、通常にはないことですが、今回はそういうお願いをいたしております。それは、災害査定もどんどん始まっておりますし、そういうことからするとできるだけ早く発注を進めたいということからございまして、それじゃあ26日まで待てないのかということになります。できるだけそのように早く少しでも通行止めの区間とかまたは通行規制があるとか、または被災地域の方々にもできるだけ早く復旧をしていきたいという思いからでございますので、きょうやったから、じゃあ、あしたから発注できるかということになりますと若干そうでもないところもあると思っておりますが、できるだけそういう思いで本

日の採決をお願いしているわけですので、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようであります。（「あるよ」と呼ぶ者あり）小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 15ページの支所及び出張所費のところ、先ほど同僚議員の質問に対して大島総合支所長の答弁で、赤線・青線は本来、地元の管理でというような、公共性の強いところに関しては町がやるというような答弁がありましたが、以前に質問したときに、本来、赤線・青線は町が管理、公共性の低いところにおいては地元なりが要望してやっていくという答弁があったと思うんです。その辺をちょっと整合性をお願いします。（発言する者あり）いや、大事なことなんですよ、基本的に。

○議長（荒川 政義君） 近藤大島総合支所長。

○大島総合支所長（近藤 晃君） 私が最初に申し上げた答弁が、現在、私たちの考えておる青線・赤線の対応でございまして、以前に公共性の低いところだけを町が管理をするというのは……（「違いますよ。赤線・青線の管理は本来、町が管理するものという認識でした。今、赤線・青線は、本来、地元で管理するものという答えだったから、それはおかしいんじゃないかと言っている」と呼ぶ者あり）はい。青線・赤線の管理については利用者、ですから地域ですね、地域の方が管理をするというのが建前でございます。ですから、先ほど私が答弁をしたとおりが、現在、私たちが解釈をしている運用でございます。

以上です。よろしいですか。（「町長、それでいいんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと補足しますが、今、支所長の言ったとおりではあるんですが、赤線・青線というのは個人の物でないのは間違いないことです。ですが、非常に利用者が限定されておるといってところがたくさんあるわけです。

例えば、赤線というのはずうっと山の中で山の上までずうっとたくさんありますし、それはごく利用者が限定されておって、昔からその赤線・青線の管理というのは利用者がされておることなんです、その反対に公共性のある、利用されておる赤線・青線もあるわけですから、公共性の高い、利用が高い赤線・青線については総合支所で管理していこう、復旧もしていこうということでございます。

ですから言い方をすれば、どちらがどうかということになるんですが、管理は例えば、利用者の方々、地域の皆さん方、地域の皆さんといっても、その赤線の中でそこに畑を持ちよるとか山を持ちよる方だけが利用している赤線というのがたくさんあるわけです。それは公共性が非常に低いということからして、そうしますと、物自体は公共の物なんです、その利用者が管理

をする。そしてまた、公共性の高いところについては行政のほうで対応していくということです。

ですから根本的なものが、公共性の、赤線を町が管理して、低いところは地元にありますよというのか、または公共性の高いところは今度は町がやりますよということが、どちらかでもいいんですがそういうことでございます。

利用度の低く非常に限定された利用者しかいないような赤線・青線、または水路ですね、そういうものについては当然のことながら利用者にやっていただく。そして、同じ赤線でも集落内の道路のように、集落内の小さい道のように、公共性があるとかまたは利用者がたくさんおるといふことについては町がやるという仕分けをしているわけですから、今、小田議員さんから質問があった、それじゃあ、赤線・青線はどこの物なんだということになりますと、それは個人の物じゃなくて当然公共の物です。

ですから、その利用の度合いとか利用の形態を見て、どこが管理するかという線引きをしているということでございますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 農道のように明らかに農業者が利用すると、似ているところはあ

るんですが、つくる時点からそういうふうに行っている場合はわかりやすいですね。僕の記憶でいくと、もともと国が管理だと、赤線・青線、それが何年か前か、何十年前に市町村におりてきたという解釈なんです。そのときに質問等をしたときに、あくまでも公共の物であるから町が基本的に管理をして、ただし、1人2人しか使わないところはその利用者なりにやっ

てもらおうという認識があったんです。でも総合支所長の話じゃあ、まるっきり、もともとが利用者の物であって町は関係ないようなイメージだったので、公共性が強いところだけ町がやりますよというふうに認識があったんで、その辺の解釈の仕方を整理をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに赤線の管理が、処分等の権限とかが規制緩和の関係から、例えば赤線の廃止とか、それらについては町に権限がおりてきておりますが、それ以前は赤線・青線

じゃあ国の物であったということになります。じゃあ、国の物があったからといって国が管理するかといえば、それは全くないわけで、その赤線・青線というのは公共の物だということだけで

が管理をするということ、そういうときの慣例的な慣習的なところから管理区分があったというふうに思います。ただ、今はそういう農地で二、三軒が行くような山道の中の赤線というのは、あるのはたくさん地図上ではありますが、ほとんど利用されていないとか、そういうところについて、復旧しなければならない、管理をしなければならないということになると、それは地域の利用者の方々をお願いをするということになって、そこを整理をしているわけです。ですから、町の物ではないと言われるわけではなくて、利用形態によって、どこが管理するかというのを決めておるということですから、従来から赤線・青線は公の物だということについては変わらないし、そしてまた、じゃあ、その赤線・青線を町が管理しないのかということになりますと、それは公共性の高い、利用者のたくさんおるとかいうようなことについては、町が総合支所で管理をしようということにしているわけです。ですから、例えば、1人しか利用してない赤線あります。1人しか利用していない水路もあります。そういうことについて、それを、それじゃあ町がやるかといったら、それは利用者の方をお願いするというふうな、仕分けといいますか整理の仕方を申し上げたというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 大体、管理の仕方についてどうのこうのという話じゃあないです。根本的に、公共である赤線道とか青線の水路という部分は、本来は公共の物であるから、基本的に管理は町なり国がやるべきものですよ。ただ、利用者が少ないとか、もとは多かったけど今はないというような山のほうの上の部分については公共としてはできませんよということなら全然わかるんです。明らかに最初から、利用者が管理するものですよという言い方をしたから、それはちょっと違うんじゃないかなということですよ。

これは多分、10年ぐらい前か、規制が緩和されてあったときに質問しているんですよ。そのときの答弁は、基本的に町が、公共の物ですから管理しますという答弁だったと思うんですよ。その辺があったんでちょっと確認しました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩をします。

午後 2 時06分休憩

午後 2 時18分再開

○議長（荒川 政義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 2. 議案第 2 号

日程第 2 3. 議案第 3 号

日程第 2 4. 議案第 4 号

日程第 2 5. 議案第 5 号

日程第 2 6. 議案第 6 号

日程第 2 7. 議案第 7 号

日程第 2 8. 議案第 8 号

日程第 2 9. 議案第 9 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 2、議案第 2 号平成 3 0 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から、日程第 2 9、議案第 9 号平成 3 0 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第 2 号から議案第 4 号の補足説明をいたします。

議案第 2 号平成 3 0 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、平成 2 9 年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算つづりの 3 3 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 4 8 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 0 億 5, 2 4 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

3 9 ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

5 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目国民健康保険基金繰入金は、当初予算で国民健康保険基金の取り崩しにより歳入不足相当額を補う予定でございましたが、前年度繰越金により補完可能となったため、1, 4 1 3 万 4, 0 0 0 円を減額するものでございます。

6 款繰越金は、前年度決算に伴う繰越金の 4, 9 0 0 万 7, 0 0 0 円を増額するものでございま

す。

次に、歳出について御説明いたします。40ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴い337万2,000円を増額するものでございます。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目療養給付費等負担金償還金は、前年度の療養給付費等国庫負担金の精算の確定に伴う償還金を2,315万6,000円増額、3目療養給付費等交付金償還金においても、精算の確定に伴い799万2,000円を増額、4目特定健康診査等負担金償還金についても、同じく国・県の特定健康診査等負担金の精算の確定に伴う償還金を35万3,000円増額計上しております。

以上が、平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、平成29年度決算に伴う精算が主なものでございます。補正予算つづりの41ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,334万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

47ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を22万1,000円追加計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。48ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を22万1,000円追加計上しております。この納付金は、平成29年度保険料のうち、平成29年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、平成30年度歳入予算に前年度繰越分として補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの49ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成29年度決算に伴う精算が主なものでございます。第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に1億9,059万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億

490万5,000円とするものであります。

事項別明細書の55ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金は、財源調整のため2,000円を追加計上いたします。

7款の繰越金は、平成29年度決算に伴う繰越金として1億9,059万3,000円を追加計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。56ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として6万5,000円を減額いたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、平成29年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして4,504万7,000円を追加計上いたします。

4款地域支援事業費3項包括支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費につきましては、7万5,000円を減額いたします。

4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、高齢者に対してアンケート調査を実施するため、消耗品や郵送に係る経費として7万5,000円を追加計上いたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国・県等への返還金として、1億4,561万3,000円を追加計上いたします。

以上が、平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で、議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは私からは、議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの、環境生活部所管の4議案について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の59ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億5,769万1,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。65ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金において、財源調整のため一般会計繰入金を150万6,000円増額しております。

66ページをお願いいたします。

歳出の、1款簡易水道費2項事業費1目維持管理費の維持管理経費につきましては、車輛の入札不調により8節報償費を6万円増額、また、7月5日から8日の集中豪雨による被災対応のため、9節旅費を1万4,000円、11節需用費を22万円、13節委託料を30万円、15節工事請負費を110万円、それぞれ増額するとともに、積算システムの機能向上のため12節役務費を7万2,000円増額するものでございます。

2目設備費の設備経費のうち、14節使用料及び賃借料につきましても、車輛の入札不調により不用額となる26万円を減額するものでございます。

以上が、議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

67ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1,516万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億8,206万円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。75ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、一般会計より繰入金526万8,000円を追加し、財源調整を行っております。

7款町債1項町債1目下水道事業債において、東和片添浄化センターの耐震実施設計業務に伴う追加分として240万円を増額し、平成29年度地方債借入額等の確定により事業費平準化債760万円を増額、総額1,000万円の増額をしております。

2目過疎対策事業債においては、長寿命化事業の変更分として240万円を減額し、東和浄化センターの耐震設計業務に伴う変更分として230万円増額、総額で10万円を減額しております。

76ページをお願いいたします。

歳出の、1款公共下水費2項事業費1目維持管理費11節需用費の修繕費において、マンホールポンプ場のポンプ取替修繕など、経年劣化による摩耗や設備機器のふぐあいに対応するために、修繕料として1,495万6,000円を計上するものでございます。

2目公共下水道事業費の安下庄地区の委託料におきましては、長寿命化計画策定業務の精算見込みにより520万円を減額、同じく東和片添地区におきましても、精算見込みにより430万円を減額しておりますが、新たに耐震実施設計業務950万円を計上したことにより、総額で520万円の増額をしております。

久賀・大島処理区の、11節光熱水費におきましては、現在建設中の浄化センター内の換気用仮設電気代として14万円を計上し、12節役務費において、積算システムの機能向上の費用として7万2,000円を計上しております。

以上が、議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

77ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1,485万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,258万3,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。85ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、一般会計より繰入金1,495万4,000円を追加し、財源調整を行っております。

6款町債1項町債1目下水道事業債は、平成29年度地方債借入額等の確定により下水道事業費平準化債10万円を減額しております。

86ページをお願いいたします。

歳出の、1款農業集落排水費1項総務管理費1目総務管理費13節委託料において、管渠埋設地の用地測量の業務費として27万8,000円を計上しております。

2項事業費1目維持管理費11節需用費の修繕費におきましては、脱臭塔の活性炭取り替え等に要する費用など、経年劣化のために破損する危険性がある箇所の機具の修繕に1,349万6,000円、15節工事請負費においては、マンホール蓋取替工事費として108万円をそれぞれ計上するものでございます。

以上が、議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

87ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に422万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,742万4,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。95ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金において、一般会計からの繰入金412万9,000円を追加し、財源調整を行っております。

6款町債1項町債1目下水道事業債は、平成29年度地方債借入額等の確定により、下水道事業費平準化債10万円を増額しております。

96ページをお願いいたします。

歳出の、1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費11節需用費の修繕費では、経年劣化により破損する可能性がある箇所の機具の修繕等に174万6,000円、13節委託料では、マンホールポンプ場施設ピットの清掃費として37万2,000円、15節工事請負費では、道路災害復旧工事に伴う下水管の移転工事費として200万円を計上するものでございます。

以上が、議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の97ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により既定の歳入歳出予算の総額に25万4,000円を追加し、予算の総額を9,220万8,000円とするものでございます。

まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

103ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款県支出金1項県補助金1目航路補助金は、各航路の補助金について交付決定を受けたことによる減額補正となっております。

また、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金198万円を追加計上いたしております。

次に、歳出でございます。104ページをお願いいたします。

1款事業費2項事業費1目前島航路運航費は、財源の組み替え、2目情島航路運航費は、せと丸のエアコンふぐあいによる修繕費の計上、3目浮島航路運航費は、財源の組み替えでございま

す。

以上が、議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 久賀・大島地区公共下水道事業について、終末処理センターの完成が近づいて、9月末には引き渡しを受けるというふうに伺っていますが、この処理センターが実際に稼働するのはいつごろになるのか伺います。

つまり、この久賀・大島処理区の下水道が完成するのは平成47年ということになっていて、これまで待つて処理場を供用開始するというには思えないので、段階的に利用がされるのではないかと予想したりするのですが、その辺の計画はどのようなふうになっているのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、終末処理場及び幹線関係施設の工事を、御存じのとおり県の代行によって行っておりますが、終末処理場につきましては、今の計画では平成31年度末に完成予定でございます。

平成32年度に、その幹線関係あるいは町が行っております面的整備が整ったところから、平成32年度のなるべく早い時期に、一部供用開始を考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

これから討論、採決に入ります。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成30年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） それでは、議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に1,333万4,000円を追加し8億6,897万8,000円とするとともに、既定の支出に1,520万2,000円を追加し8億5,780万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして御説明いたします。2ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款水道事業収益2項営業外収益2目他会計補助金1節一般会計繰入金に県補助金1,335万4,000円を追加し、3目長期前受金戻入1節長期前受金戻入は、水道管移設工事により除却する予定の既設配水管に係るもの2万円を減額するものでございます。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費の29節工事請負費は、7月の豪雨で被災した送・配水施設の復旧費など334万4,000円の増額、3目総係費

の7節旅費及び33節負担金は、水道技術管理者としての専門的な知識を習得する講習の受講に要する旅費及び負担金を、それぞれ26万1,000円及び21万1,000円増額するとともに、第18節委託料は、窓口業務共同委託に先立つ柳井市料金システム導入に伴うテスト用データの抽出・受け渡し業務として777万6,000円の増額、4目減価償却費1節有形固定資産減価償却費及び5目資産減耗費1節固定資産除却費は、水道管移設工事により除却する予定の既設配水管に係る費用を、それぞれ21万6,000円の減額及び382万6,000円の増額を行っております。

1ページに戻っていただきまして、第3条の他会計からの補助金では、高料金対策県補助金分1,335万4,000円を増額し、4億1,280万7,000円としております。

なお、3ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）の概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決を行います。議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成30年度周防大島町病院事業局補正予算書の1ページをご覧ください。

この予算は、普通交付税の確定に伴いまして補正しております。

まず、第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で3,016人、外来合計で6,610人の減少を、介護老人保健施設利用者数も入所合計で522人、次の2ページになりますが、通所合計で124人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数・利用者数を補正しております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少と一般会計からの繰入金増加により、3ページをご覧いただきまして、収入合計で2,117万5,000円減額補正し、58億8,601万5,000円を見込んでおります。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、支出合計を2,116万5,000円減額補正し、58億8,599万2,000円を見込んでおります。

次に、4ページをお願いいたします。

第4条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定により1億3,445万4,000円を増額補正し、12億1,583万4,000円としております。

第5条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、合計で2,285万8,000円減額補正しております。

付属資料といたしまして、5ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第11号平成30年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 3条の収益的収入及び支出のところ、それぞれの病院等で、医業外収益で増額補正ということになってはいますが、これは中身的にはどういうものになるのかを伺います。

○議長（荒川 政義君） 村岡病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（村岡 宏章君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

医業外収益の補正でございますが、普通交付税の確定額によります増額補正でございます。東和病院で5,195万円、橘病院で2,759万8,000円、大島病院3,577万2,000円、看護学校1,876万4,000円、総務部37万円、これを6施設での按分という形で事業外収益のほうで補正をさせていただいております。（発言する者あり）

他会計の繰り入れで、一般会計からの繰り入れの確定額でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決を行います。議案第 1 1 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第 1 1 号平成 3 0 年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 2. 議案第 1 2 号

日程第 3 3. 議案第 1 3 号

日程第 3 4. 議案第 1 4 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 3 2、議案第 1 2 号周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正についてから、日程第 3 4、議案第 1 4 号周防大島町税条例等の一部改正についてまでの 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 1 2 号から議案第 1 4 号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第 1 2 号周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 6 5 号。略称を個人情報保護法等改正法と言います。）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。略称を個人情報保護法と言います。）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 2 8 年法律第 5 1 号。略称を行政機関個人情報保護法改正法と言います。）により改正された行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号。略称を行政機関個人情報保護法と言います。）が平成 2 9 年 5 月 3 0 日に施行されました。

このたびの改正は、個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護法等改正法による個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取り扱いについて整備するものでございます。

法改正前の個人情報の定義は、以前から法解釈の曖昧さが指摘されていたことから、改正法で

は、指紋データ、旅券番号等を個人識別符号として定義し、他の情報との容易照合性を問うことなく、その情報単体で特定の個人を識別することができる個人情報として位置づけられました。

要配慮個人情報の取り扱いにつきましては、人種、思想・信条、社会的身分等に関する情報について、従前の法では明確にされていませんでしたが、その情報の持つ特性から取り扱いに特に配慮を要するものであり、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように要配慮個人情報として条例に定義し、その取り扱いについて定めるものでございます。

また、このたびの改正にあわせ、公開請求を受けてから、公開をするか否かの判定を近隣市町と同様に15日以内に変更するものでございます。

それでは、改正の要点を御説明申し上げます。

まず、第1条周防大島町情報公開条例の一部を改正する条例から御説明を申し上げます。

第2条第4号は、現在の技術にあわせ定義するものでございます。

第6条第2号は、記述等及び特定の個人を識別することができるものを括弧書きで明確化するものでございます。

第8条第2項は、改正後の第6条第2号と整合を図るためのものでございます。

第10条第2項は、請求書に形式上の不備がある場合に補正を求めるものでございます。

第11条第1項は、公開をするか否かの決定を15日以内に変更し、補正があった場合は、その日数に算入しないこととするものでございます。

第11条第2項は、やむを得ない理由で15日以内に決定することができない場合、60日以内を限度に延長することができるものとしてございます。

次に、第2条周防大島町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

第1条は、個々の請求権を明示するものでございます。

第2条第2号は、個人情報の定義を個人識別符号を除いたものと個人識別符号が含まれるものとに区分し、記述等については括弧書きで明確化するものでございます。

第2条第3号は、要配慮個人情報について定義するものでございます。

第2条第6号は、行政機関個人情報保護法における表現と合わせるものでございます。

第3条第2号は、字句を訂正するものでございます。

第7条第5項は、現行条例で収集禁止としている要配慮個人情報についてのみ原則収集を禁止するものでございます。

第8条第7号は、取り扱う個人情報に要配慮個人情報が含まれるか否かを個人情報取扱事務の届出及び個人情報取扱事務目録に記載するものでございます。

第8条の2は、第28条第1項を除き、審査会の略称規定を適用するものでございます。

第10条第1項第1号は、例外事由として法令等に定めがあるときを加えるものでございます。

第10条第2項は、字句を訂正するものでございます。

第10条第3項は、改正後の第7条第5項との整合を図るためのものでございます。

第12条は、行政機関個人情報保護法における表現と合わせるものでございます。

第14条第1項は、第13条第2項の略称規定を適用するものでございます。

第14条第2項は、請求書に形式上の不備がある場合、補正を求めるものでございます。

第15条第1項は、公開をするか否かの決定を15日以内に変更し、補正があった場合は、その日数に算入しないこととするものでございます。

第15条第2項は、やむを得ない理由で15日以内で決定することができない場合、60日以内を限度に延長することができるもの及び字句の訂正、改正後の第14条第2項の略称規定を適用するものでございます。

第15条第5項は、意見書を提出する機会を与える対象を明確にするものでございます。

第16条は、改正後の第14条第2項の略称規定を適用するもの及び字句を訂正するものでございます。

第17条は、個人情報の定義の明確化を行うこのたびの改正趣旨を踏まえ、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報については、開示することによる個人の権利利益を害する恐れの有無にかかわらず不開示情報となるものでございます。

第18条は、個人情報の定義の明確化を行うこのたびの改正趣旨を踏まえ、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには部分開示するものでございます。

第19条は、改正後の第17条との整合を図るためのものでございます。

第22条は、表記を統一するものでございます。

第23条は、表記の統一及び字句を訂正するものでございます。

第23条の2は、番号法第19条第8号と整合を図るためのものでございます。

第25条は、第13条第2項の略称規定を適用するもの及び表記を統一するものでございます。

第26条は、表記の統一及び字句を訂正するものでございます。

第27条の2は、表記を統一するものでございます。

第28条は、審査会の設置規定であるため、正式名称を使用するもの及び字句を訂正するものでございます。

第32条は、個人情報保護法の改正により、個人情報取扱事業者の定義から取り扱う個人情報の数が5,000人以下の小規模事業者という要件が削られたことから、小規模事業者にあっても個人情報保護法による個人情報の保護に係る規制が及ぶこととなることから、該当規定につい

て削除するものでございます。

第33条の2は、包括委任規定は一般的には罰則の前に位置するため、第34条の前に移動するものでございます。

第34条は、第29条第2項と整合を図るもの及び第16条第1号の略称規定を適用するものでございます。

経過措置につきましては、現に要配慮個人情報に係る事務を行っている場合、施行後、延滞なく届け出るものでございます。

次に、議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

情島にありました養護施設あけぼの寮の移転及び平成29年3月末をもって情島小中学校が休校となったことにより、情島航路における利用者や運賃収入が半減しており、航路の経営改善を図る必要が生じました。

このため、去る平成30年2月26日に航路にかかわる住民及び利用関係者の代表者、中国運輸局、山口県及び町職員で構成する周防大島町離島航路確保改善協議会を開催し、現在の5便を1便減便し4便とすること、船員の雇用確保を容易にするため航路の起点を情島港から伊保田港へ変更すること及び渡船時刻表の改正について協議し、平成30年10月1日から実施することに了承をいただきました。

このことから、新旧対照表にあります第2条の表、せと丸の項中の航路の名称につきまして、情島～伊保田とあるのを出港地である伊保田を起点とする伊保田～情島といたします。また、別表の運賃表の名称につきましても、情島～伊保田航路とあるのを伊保田～情島航路とするものであります。

施行期日は、平成30年10月1日としております。

情島航路は島民の皆さんにとって唯一の生活航路であることを鑑み、情島島民の御理解と御協力をいただき今回の改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第14号周防大島町税条例等の一部改正についてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第127号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が平成30年3月31日にそれぞれ公布され、そのうち平成30年10月1日以降に施行される改正事項等について、周防大島町税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正点であります。1点目といたしましては、個人の町民税について、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることに伴う改定について、関係規定の整備を行うものであります。

2点目といたしましては、町たばこ税に係る改正であります。平成30年10月から段階的にたばこ税の税率を引き上げること、また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、課税区分を新たに設けた上で、その製品特性を踏まえた課税方式へ段階的に移行する見直しを行うこと等となっております。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表によりまして御説明をいたします。

第1条による改正、59ページ上段になります。第23条町民税の納税義務者等についてであります。人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものであります。

中段、第24条個人の町民税の非課税の範囲であります。障害者、未成年者、寡婦——夫と死別または離婚して再婚しない女性——及び寡夫——妻と死別または離婚して再婚しない男性——に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件について、現行の125万円以下を135万円以下に改正するものであります。これにつきましては、平成33年度以降の適用となります。

同じく第24条、地方税法の改正にあわせて控除対象配偶者の定義を同一生計配偶者に改め、また、均等割の非課税限度額の基準額に10万円を加算することとする規定の整備であります。

なお、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備につきましては平成31年度から、また、均等割の非課税限度額の引き上げにつきましては平成33年度からの適用となります。

下段になります。第34条の2所得控除であります。基礎控除額について、所得要件を創設する改正であります。前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者につきましては、基礎控除を適用しないこととするものであります。これは、平成33年度の改正となります。

60ページの上段、第34条の6調整控除につきましては、基礎控除の見直しに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者には調整控除を適用しないこととするものであります。こちらも平成33年度の改正となります。

下段、第36条の2町民税の申告であります。法律改正にあわせて年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しを行うものであります。

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするものであり、この適用は平成31年度からとなっております。

次に、61ページ中段、第48条法人の町民税の申告納付についてであります。大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について規定するものであります。

資本金が1億円を超える内国法人に対し、法人の町民税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出について、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告によることを義務づけるものであります。

62ページ中段、第92条製造たばこの区分につきましては、地方税法の改正により、近年、急速に市場が拡大している加熱式たばこを、喫煙用たばこの区分に新たに創設するものであります。こちらは平成30年10月1日からの適用となります。

下段、第93条の2製造たばことみなす場合であります。加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて、その特性を踏まえ、製造たばことみなす場合の法規定の新設であります。

63ページ上段、第94条たばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定の整備であります。平成30年10月1日から平成34年10月1日までの5年間をかけて段階的に5分の1ずつこの課税方式に移行していくもので、第1条による改正から第5条による改正により規定するものであります。

65ページ下段、第95条たばこ税の税率につきましては、法律改正にあわせて、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものであります。平成30年10月1日から町たばこ税の税率を1,000本当たり5,692円に、平成32年10月1日には6,122円に、平成33年10月1日には6,552円へと段階的に引き上げていくものであります。なお、これらは第1条、第3条及び第4条による改正により規定するものであります。

第96条たばこ税の課税免除、第98条たばこ税の申告納付の手続きにつきましては、条例の条ずれによる改正と規定の整備をするものであります。

66ページ中段、附則第5条個人の町民税の所得割の非課税の範囲等あります。法改正にあわせて、個人の町民税の所得割の非課税限度額の引き上げに伴う条文の整備であります。これは、均等割の非課税限度額の改正と同じように基準額に10万円を加算した額とするもので、施行につきましても、同じく平成33年1月1日からとなっております。

下段の、附則第17条の2優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条ずれに対応するものであります。

73ページ上段、第6条による改正、平成27年度改正条例附則第6条町たばこ税に関する経過措置の改正につきましては、平成27年度において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を同年9月

30日まで適用を延期することとするものであります。

これにより、平成31年10月1日から旧3級品たばこに係る特例税率は完全廃止となり、引き上げ後の税率は他の紙巻きたばこと同額の1,000本当たり5,692円となることとなっております。

以上が、議案第12号から議案第14号までの補足説明であります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時22分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第12号周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 新旧対照表のほうで質問しますが、31ページ、第11条、私、この議案をいただいたときに、我が目を疑ったんですが、開示決定の期間が15日以内ということで改正されておまして、この件につきましては、改めて御礼を申し上げたいと思います。念のため、一応この15日にされたという理由を簡単に結構ですので、御答弁いただければと思います。

それともう一つ、33ページに個人情報のほうで、第1条で外部提供の停止を求める権利を保障すると。外部提供について制限をかけているということで、個人情報保護法のほうでは、外部提供だけでなく内部利用にも制限をかけているので、あえてここで外部提供、外部というのを入れる必要があるのかなと思うんですが、何か理由があるんでしょうから、そこについて御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私のほうからは31ページ、第11条の15日とした根拠というところをお答えいたします。

29年度の公文書の情報公開においても163件ございまして、その93.9%が15日以内にもう既に対応できているというところと、以前にも議論になりましたけども、近隣市町がやはり15日でやっておるという事実ということも踏まえまして、今回、条例改正をする機会もございましたので、また、田中議員さんからもいろいろ御意見いただいておりますので、このたび15日とさせていただくことといたしました。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 33ページの第1条、外部提供の停止でございますが、この条文は個々の請求権を明示した条文になっております。そういうことで、いろんな請求権を明示する中に、外部提供と内部での利用、内部の場合は利用という形になりますので、利用と提供という形で、外部の場合は外部提供という形で用語を使い分けしているという意味でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案の資料のほうで、提案理由の説明でもございましたが、航路の経営改善を図る必要があるということで、今回の改正ということでもあるということなんですが、実際に、具体的に経営改善がどういうふうに図られるのか。

それと、島内というか、航路の利用者を経営改善のためには増やしていくというか、経営改善というだけでなく足の確保ということで、使いやすい航路、船便であるという必要があると思いますが、船に乗るまでの島内の移動というのが非常に厳しいというか、細い坂道を歩いて出なきやいけないというような状況でもあって、その辺の対策も、経営改善のためにも必要になるんじゃないかなと思いますが、その辺の対策をどのようにお考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 田中議員さんの今の御質問は、伊ノ浦地区の方の移動の確保ということだと思うんですけども、一昨年にもそういうお話がございまして、一昨年の対策としましては、伊ノ浦で軽度の介護認定を受けた方がおりまして、買い物に行くにも足が悪くて大変だということで、介護保険課のほうで、軽度者の方でも特例でシニアカーを借りることができるようにはなりました。ただ、道が急なためだとか、坂が急なものですから、シニアカーの使用について御家族の方の反対もあつたりとか、御本人もちょっと自信がないよということで、結局、シニアカーについては借りないことになったというふうには聞いております。ただ、当時は買物を代行していただける方が地元におつたので、買い物は、現在もその方をお願いして代行しているというふうには伺っております。

ただ、島内のなかなか公共的な交通といいますか、その移動をどういうふうに確保するのかというのは、自治会のほうも高齢化が進んでおりますし、なかなか妙案が今のところないというのが実情ではございます。

それから、経営の観点から、経費がどれだけ節減できるかということになりますと、主には渡船の燃料代が減便することによって、大体試算でいきますと、年間で42万6,000円ぐらいの経費の削減はできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 離島でもありますし、今、イノシシも出て、非常に安全性も問題があるというようなこともありますし、なかなか身近にちょっと相談対応とかいうのもできないところなんで、ぜひとも、今、対策がないからといって、それをそのままにしておくのではなくて、現地の状況なりを十分把握していただいて、今後も継続的に検討をしていただくということをお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

○議員（13番 小田 貞利君） 今、同僚議員と重なるところもあるんですが、4便にするということで、時間的なものがどういうふうになるのかというのが少し気になります。

現状の便で、今、フェリーが伊保田に着いている便とほぼ同時ぐらいに来ているんですが、間に合わないとか先に乗るとか、そういうのが、たった5分か10分ぐらいのことで解決できる問題がありますので、バスの時間等も考えて、考えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） 渡船の時刻の変更につきましては、自治会の方とも2月に自治会総会がございましたので、そこに直接出向きまして、一応案を示しまして、いろいろその中で協議をいただいて、フェリーの時刻を考えたりとか、始発のバスの時刻のどの便、どのバスの利用が一番多いのかということをいろいろ勘案いたしまして、自治会の方とも了承をいただいて、時刻のほうは決定しております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町税条例等の一部改正について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この、たばこ税についてですが、3段階で1箱20本入りで20円の増税、つまり1本で1円ということになりますが、国のほうは1本につき3円の値上げで、そのうちの1円を町村にということだと思んですが、これで増収というのはどれぐらい見込んでいるのでしょうか。それは別になのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本税務課長。

○税務課長（藤本 倫夫君） ただいまの、たばこ税の増収の件でございますが、この3段階で、

もちろん基本的には税率自体は向上してまいるんですが、近年の健康ブームでありますとかそういうことがありまして、平成25年から通常たばこにつきましては、大体、年6%とか7%の減額というか減収になっております。旧3級品につきましては、もう20%以上減ってきております。

平成30年度におきましても、この10月に改正があるんですが、当初予定している——今、もう既に半年ぐらいで随分落ち込んできておりますので——税収は、もちろん税自体は、税率は上がるんですが、それほど影響がない。もっと言えば来年、再来年と、このまま税収は下がっていくというふうな見込みをしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第12号周防大島町情報公開条例及び周防大島町個人情報保護条例の一部改正についてから議案第14号周防大島町税条例等の一部改正についての質疑を終了します。

討論、採決は、会期中の最終日の会議で行います。

日程第35. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、生活環境の整備、その他に記載しております若者定住住宅建設事業につきまして、事業の追加時には居住環境を整備するという観点から区分を決定したものでありますが、県より、集落の整備の区分へ記載すべきとの指摘を受けたことから、集落の整備の区分に過疎地域集落再編整備の事業名を追加し、生活環境の整備の区分、その他の事業名に記載のあった若者定住住宅建設事業を追加した過疎地域集落再編整備に記載しようとするものでございます。この過疎地域集落再編整備の事業名の追加が、過疎計画の重要な変更にあたり、該当いたしますので、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第15号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第16号

日程第37. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第36、議案第16号動産の買入れ（平成30年度トレーラーハウス購入）についてと、日程第37、議案第17号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線2号車）購入）についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第16号及び議案第17号につきまして補足説明いたします。

まず、議案第16号動産の買入れについてであります。

本案の動産の買入れにつきましては、トレーラーハウス3台を購入し、グリーンステイながうらに設置することで、少人数の宿泊施設として利用しようとするものであります。また、災害時などには、他の自治体等からの要請により派遣することも可能と考えております。

去る8月9日、3社による指名競争入札を行った結果、株式会社カンバーランド・ジャパンが1,840万円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた1,987万2,000円で請負契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに、納期は平成31年1月25日までとしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

なお、本案件は繰越事業でございます。

繰越事業を実施する場合の事業名につきましては、特別の定めというものはありませんので、

予算決議をいただいた年度を記載する、また施行年度を記載する、また、年度なしなどいろいろ考えられますが、本町の場合は、繰越事業というのが一目で判別できる予算を御議決いただいた年度を記載しております。

ただし、本案件につきましては、施行年度を記載して事務処理をしております。手続きに問題はありませんが、今後の繰越事業につきましては、予算決議をいただいた年度、これを頭に入れるということで、記載するというで統一したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案第17号動産の買入れについてであります。

スクールバス白木線の車両につきましては、さきの6月定例会において、1月に発生した物損事故の影響による先行購入の御議決をいただきましたが、当路線は2台のマイクロバスで運行をしていることから、このたび第2号車を購入するもので、去る8月9日に町内の自動車販売業者11社で入札を行った結果、周防大島町大字小松の有限会社岡田モータースが753万5,269円で落札いたしましたので、その落札価格に消費税を加えた813万8,090円で請負契約を締結しようとするものであります。

このバスは、6月定例会で御議決をいただいたものと同様の仕様で座席数が28、これを確保した車両で、利用者である児童生徒及び一般利用者のより一層の安全を確保するため、衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置を装備した車両とするとともに、バス昇降口のステップを2段とするなど、児童や高齢者に配慮した仕様でございます。

なお、参考までに、納期は平成31年1月31日までとしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第16号動産の買入れ（平成30年度トレーラーハウス購入）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず確認ですが、このトレーラーハウスが車にあたるのか、建物にあたるのか、固定資産税は発生するのかについて御答弁をください。

それと、予定価格の決定方法ですが、見積もりにより決定しているのだらうと思いますが、その見積業者名と見積価格。

それから、この資料では6人が泊まれるトレーラーハウスということなんですが、その辺の仕様をどういうふうと比較検討の上決めたのか、その辺を御説明ください。

それから、この導入業者のこれまでの実績などがあれば、御説明いただきたいと思います。

それと、被災地へ要請があれば貸し出しをするということで説明がありましたけど、実際に貸し出しをする際に、その貸し出し先をどういうふうに決定するのか、例えば、事前に協定を結んでおくとか、そういう方法をとるのか。

それと、運搬費とか現地での維持費とか、かかるとは思いますが、その辺の費用負担をどのようにするのか、貸し出し期間はどれぐらいの期間で貸し出すのか、無制限に貸し出すのか、一定の期間を定めて貸し出すのか、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 田中議員さんの御質問に産業建設部としての回答をさせていただきます。

まず最初に、車両か建物かということですが、車両につきましては、道路運送車両の保安基準に準じて製造しておりますので、車両という、車という認識をしております。それによりまして、固定資産、建物ではございませんので、固定資産税は発生しておりません。

次に、予定価格の決定につきましては、一応2社から見積もりを徴収しております。株式会社カンバーランド・ジャパン及びレスキュー・ビークルパークでございます。

また、見積金額につきましては、それぞれの不利益になってはと思いますので、あえてA社、B社という形をとらせていただきたいと思います。A社につきましては1,841万1,000円、税込み1,988万3,880円、B社につきましては1,854万円、税込み価格2,002万3,200円の見積もりということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私のほうからは、カンバーランド・ジャパンの自治体等への納入実績ということで、お答えいたしたいと思います。

納入実績は、長野県小谷村1台、北海道更別へ5台、富山県南砺市へ4台、宮城県石巻市へ3台という実績を見ております。

それと、貸し出しの方法等でございます。

まず、貸し出し先の決定につきましては、今考えられるのが、山口県と市町の相互間の災害時応援協定書というのを結んでおりますから、これに基づいて、県内の災害については、県と協議をしながら貸し出し先の決定になろうかと思えます。大きな災害、県をはみ出た災害とかになれば、カウンターパートとかいうところで、またそういうことが出てくるのかもしれませんが、そういうところが貸し出し先になろうかというふうに思っております。

また、費用負担につきましては、災害時の応援協定書に基づくとどこでいきますと、やはり受

援者といえますか、応援を受けた側の市町村、市町の負担ということが想定されると思っております。

それと、貸し出し期間につきましては、実はこのトレーラーハウスそのものは、町内において観光用途も目的でございますので、そのときそのときの個別によって決定していかなきやならないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 濟いません。先ほど、田中議員さんからの御質問の中に1件ほど、答弁漏れがありましたので追加させていただきます。

予定価格の決定方法の中に、仕様の決定方法はいかにというのがございましたが、これにつきましては、総務課あるいは通常利用しますグリーンステイながうらとの協議において、仕様を決定しております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 入札結果を見ると、比較価格で税抜きで言いますと1,841万円の予定価格に対して、1回目が最低が1,841万1,000円と、2回目が、次点の業者が1,841万円、1,000円だけ切ってきていると。それで、落札した業者が1,840万円、この結果で落札率が99.9%という非常に高い落札率になっておりますけど、そもそもこの予定価格を決める際に、この指名業者から見積書をとるということで、そういう手法をとるとどうしてもこういう結果になってくるんじゃないかな、その辺に原因があるんじゃないかなと思っておりますけど。

車であれば、先般の臨時議会でありました給水車のように、実際はメーカーが組み立てる車であっても、地元のディーラーが入札、指名されて競争入札をしているということから、地元のディーラーで入札したのもよかったんじゃないかなと思いますが、その辺あえてこういうふうに、製作者というんですか、3社のみで入札をして、こういう高い、高どまりの入札結果、落札結果になったということについて、手法に問題はなかったのか、あったのではないかというふうに思いますが、この辺、妥当であったという理由を御答弁いただきたいと思っております。

それともう一つ、実際に災害が起きたときに、トレーラーハウスをグリーンステイながうらから接続を切って運び出して、その被災地に派遣するということがちょっとイメージとして湧かないんですが、具体的に、例えばこの近辺で災害が起きたら、多分そこから出ることさえできないと思っておりますので、当然、東日本での災害の際に派遣するというふうになるんじゃないかなと思いますが、その辺の実際に派遣する際の想定というんですか、どういう被災地への派遣を想定されているのかというところを、もう少し具体的に御説明いただかないと、なかなかこの、グリーンステイな

がうらの宿泊施設のための導入であれば、トレーラーハウスではなくて普通の建物を造ればよかったと思うんですが、あえてトレーラーハウスということにしているということは、防災面の目的が強いということだと思いますんで、その辺の防災上の目的をもう少し明確に、御答弁いただきたいなと思います。

一旦、避難所として使うのか、仮設住宅として使うのかもちょっとわかりませんが、仮設住宅として使う場合には、もう人がそこへ住んでしまいますので、なかなかこっちに戻ってくるということが難しくなるのかなど。例えば、ことし導入して、来年、大きな災害が起きたときに、そういうことになってもいいのかどうか、その辺も、ちょっと防災面の実際の対応というのを具体的に御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） まず、なぜ地元業者ではないのかというところでございますけれども、やはり、トレーラーハウスという特殊性を考慮した場合に、専門業者であったり、その販売実績なんかを重視せざるを得ないのじゃなかろうかというところで、指名をしたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡本総務課長。

○総務課長（岡本 義雄君） 田中議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

議案第16号資料1のとおり、入札時の仕様によりまして、トレーラーハウスは移動式であるということと、タイヤを有しておることと、設置につきましては、随時かつ任意に移動できるように設置ができるものということになっておりますので、災害時においては、このトレーラーハウスを活用することができるというふうに考えております。

それから、トレーラーハウスの利用でございますが、災害応援、防災対策として、トレーラーハウスの使用例としては、救護施設での使用、福祉避難所の代替施設、ボランティアセンターなどの受付施設、被災者の仮設住宅、応援者の宿泊施設などが想定できますが、災害時の利用につきましては、用途を現時点では限定してはなく、受援者側の希望に即した形を対応できればというふうに思っております。

それから、貸し出し期間につきましては、仮設住宅等であれば2年以内というルールがありますが、実際2年間貸すのかどうかというところまでは、現時点では内容を決定しておりませんので、今後そのあたりは想定していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） その防災面での導入目的というのが、ちょっと、どうも私、理解できないんですが。

じゃあ、今回6人が宿泊できるトレーラーハウスを3台導入するというんですけど、その3台にした理由。それで、被災地へ派遣する際は3台全部派遣するということになるのか、それとも1台だけにするのか、何で今回3台なのかなというのがちょっと御説明をいただきたいのと、それと、今、防災面で貸し出しの御説明がありましたけど、具体的にどういうところへ、どういう方法で運搬して派遣していくのか、当然、こちら側から牽引車を手配して、ながうらから運び出さなきゃいけない、運搬しなきゃいけないと思いますんで、その辺の具体的な方法を説明いただかないと、なかなか理解できないかなと思うんですが、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） トレーラーハウスの活用目的というのが、一つは、グリーンステイながうらの宿泊、合宿施設として使う。もう一つは、その今の話題になっております、災害時にそれを他に派遣して活用できるんじゃないかということでございますが、これは、これから先、他の自治体にも、ぜひともこういう形の宿泊施設を導入していただくと、そうしたときに、周防大島町が10台も持つということではなくて、例えば3とか4とかの自治体で、それぞれが3台とか5台とか持ったときに、非常時にはそれを持ち寄って、1カ所で10台、15台というふうな活用ができるんじゃないかというふうなことを思っておるところでございます。

ただ、防災面だけをやっておるというわけじゃなくて、グリーンステイながうらには宿泊棟として活用できるものが、それが非常時にはそちらにも活用できるということでございますので、防災面を特に重視しておるというわけじゃなくて、それに付随した活用ができるというふうに考えております。

私もまた、他の自治体にもそういう活用が、もしできるということを皆さんにも周知して、そして提案をしていけたらというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私も、この指名競争入札という点で伺いたいと思うんですが、先ほどの部長は、近隣の業者ではこういう車は買えないだろうというふうに答弁されましたが、仮に一般競争入札で、一定の条件を示した上での一般競争入札であれば、こうした遠くの聞いたこともない業者じゃなくて、もう少しいろんな業者からの応募ということも考えられたと思うんですが、このカンバーランド・ジャパンとレスキュー・ビークルパークというのは、どういうふうな根拠で指名をされているのでしょうか。

もう一つは、一定の条件を示した上での一般競争入札ではいけなかったのか、その辺を伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 指名の理由と伺いますか、指名願いが車両・船舶を希望する納入実

績のある3社を選定、これ、指名願いが出ておる3社を指名したというところでございます。当然、そういう指名願いは出ていますし、実績もある団体でございますので、特に一般競争入札に付する必要もなかったんじゃないかというふうに思っています。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第17号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線2号車）購入）について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2点ほど。これ6月議会に1号車購入議案が出ていましたけど、これと仕様は同じという御説明はありましたけど、予定価格が税抜きで3万円ほど異なるのではないかと思いますけど、これはどこが仕様が違うのかどうか、御説明をください。

それから、これ1号車、こちらは地元ディーラーの入札ということで77.7%で落札しておりますけど、今回もかなり低い金額で落札をしておりますけど、77.7%で落札してもディーラーの利益が出るということは、そもそも1号車のと時の見積もり、これもメーカーからの2社の見積もりということでしたけど、これが高過ぎるんじゃないかと考えるのが普通だろうと思えますけど、今回の2号車の見積もり、予定価格の決定のための見積もりで、そのときに、この内容のチェックとか他の事例との比較、もちろん1号車の結果などの見積もりとか入札内容の結果の検証とか、そういうことは行われたでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの質問で、最初の1号車と比べると予定価格のほうに3万円違うのではないかと、この理由はというところでございますが、車両の仕様につきましては、1号車と2号車については特に変えておりませんが、前回同様、小型バスで衝突回避支援装置を装備しているメーカー2社を扱うディーラー2社からの見積書を徴収しました結果、安価な金額を示したものを設計に反映させたことが影響したものでございます。

2件目の積算内容のチェックにつきましては、平成30年度当初予算編成時に、現車両をもとに有償運行仕様を作成いたしましたので、このたび改めてチェックのほうはしておりません。

また、他の事例との比較につきましては、平成26年度の竜崎温泉マイクロバスの落札率が77.2%、また、東和病院患者輸送車が83%であったということにつきまして、比較的マイクロバスにつきましては、落札率が高いということにつきましては確認をいたしておりますけども、このたび設計に至って、特に対応のほうはしておりません。

また、1号車の入札結果の検証につきましては、落札率が77.1%と低いポイントではありましたが、2号車の購入に際しましては、2社のメーカーからの見積書を徴収したもので

設計をいたしましたので、特に検証のほうもいたしておりません。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決を行います。議案第16号、討論はございせんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第16号につきまして反対の立場で討論をいたします。

まず、本件、トレーラーハウスを車として購入すると、導入するということで固定資産税が発生しないということになるということではありますが、町民の皆様から高い固定資産税をいただいて、税金をもとに運営している自治体として、この自治体みずからが、建物でありながら税金を納めなくていい方法を選択するということは矛盾する行為だと思えますし、納税者の方に対して不誠実であるというふうに思います。

また、本件は1,988万2,800円を予定価格とする入札ではありますが、3社のみによる競争入札でありまして、しかもそのうちの2社から見積もりを徴収して、予定価格を決定した指名競争入札となっております。

いずれも本町から遠く離れた業者の方ではありますが、本件が車両の購入であることから、質疑でも申しましたが、地元ディーラーへの発注とすることも可能なはずでありまして、購入後のメンテナンスなども必要になってくるということを考慮して地元ディーラーを指名すれば、競争性を担保するだけの入札参加者が得られますし、予定価格決定のための見積徴収をした業者が落札をするという、公正性に疑問を抱かざるを得ない状況を回避することもできたはずであります。そのような実態になることが明白でありながら、あえてこのように予定価格に対して、極めて少ない業者数による指名競争入札を経て調達するのは、公共調達として賢明な方法とは言えないと思います。

そもそも、防災上の目的があるからこそ、宿泊施設として建物の整備ではなく、トレーラーハウスという高価な買い物をするわけでありまして、防災における目的は極めて明快でなければならぬはずであります。本議案に関する質疑では、およそ納得のいく御答弁は得られませんでしたし、トレーラーハウス導入のメリットを100%否定するわけではございせんが、実績について十分な検証をしたとは思えませぬし、厳しい財政状況の中で対策を講ずべき防災対策はほかにたくさんある中で、このような高価なものを一度に3台も購入することには、費用対効果の面で大きなリスクを抱えることになると思えます。

そもそも、購入の目的や運用方法を含め、町民に対して説明責任が果たせるよう、再度、十分かつ真摯な議論を求めまして、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論がないようでございますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号動産の買入れ（平成30年度トレーラーハウス購入）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第17号動産の買入れ（平成30年度周防大島町公用車（スクールバス白木線2号車）購入）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第38、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、9月25日月曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後 4 時24分散会
